

北本市地域福祉計画

平成25年3月

北本市

『福祉文化のまち』きたもとの実現に向けて

我が国では、少子高齢化や生活形態の多様化などにより、家族形態や社会環境が大きく変化し、地域で何らかの支援を必要とする方の増加、住民同士のつながりの希薄化など様々な福祉課題が発生しており、このような状況は本市におきましても例外ではございません。

これらに対応するためには、公的な福祉サービスと地域で展開される支え合いの取組みとの連携を図り、市民の様々なニーズに対して最適な支援が提供される地域福祉の仕組みが求められています。

本市の地域福祉計画は、市民アンケート調査、関係団体のヒアリング、8圏域での地域別懇談会等を通じて現状の福祉課題を的確に捉えることに努め、寄せられた数多くの意見を踏まえながら策定いたしました。

この計画では、「ふだんのくらしのしあわせを 市民がみんなで育てる『福祉文化のまち』きたもと」を基本理念に掲げ、「自助・共助・公助」の視点から取組むこととし、このことを地域福祉推進の基本的な考え方といたしました。

今後とも、本市では、将来都市像である「緑にかこまれた健康な文化都市」を目指して市政運営を行い、市民の皆様がずっと暮らしつづけたいまちとして誇れるまちづくりに努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり御尽力いただいた策定委員会委員の皆様、社会福祉協議会等の関係機関や各団体の皆様に深く感謝申し上げます。

平成25年3月



北本市長 石 津 賢 治

目 次

I	計画策定の目的と位置付け	1
1.	計画策定の目的	1
2.	地域福祉計画策定の位置付け	3
3.	計画の期間	4
4.	検討の体制	4
II	北本市の地域福祉を取り巻く状況	5
1.	人口	5
2.	高齢者の状況	7
3.	子どもの状況	9
4.	障がい者の状況	11
5.	要支援者の状況	12
6.	地域の福祉資源の状況	15
III	地域福祉に関する市民のニーズ	16
1.	市民アンケート調査結果より	16
2.	地区懇談会の結果より	22
3.	関係団体ヒアリングの結果より	26
IV	地域福祉推進のための課題の総括	29
1.	地域福祉推進のための8つの課題	29
2.	課題から見てきた今後の展開のキーワード	31
V	北本市地域福祉の基本的方向	32
1.	理念	32
2.	基本的な視点	33
3.	施策の体系	35
4.	自助・共助・公助の協働による地域福祉推進の考え方	36
VI	施策の展開	37
1.	福祉の心を育てる	37
2.	仲間を育てる	40
3.	地域を育てる	43
4.	仕組みを育てる	46

VII 計画推進に向けて.....	49
1. 重点的に取り組む視点.....	49
2. 市民・事業者・市の協働による計画の推進.....	50
3. 社会福祉協議会との連携による推進.....	51
4. P D C Aサイクルによる計画の推進.....	52

資料編

1. 策定経緯	55
2. 北本市地域福祉計画策定委員会設置規程	56
3. 北本市地域福祉計画策定委員会委員名簿	57
4. 北本市地域福祉計画策定会議設置規程	58
5. 北本市地域福祉計画策定会議委員名簿	59
6. 【地区懇談会結果の総括その1】 8つの圏域別の現在抱えている主な問題点や課題.....	60
7. 【地区懇談会結果の総括その2】 8つの圏域別にみた優先的に取り組むテーマと共助の取組例.....	62
8. 【関係団体ヒアリングの総括】	64

1. 計画策定の目的

私たちの暮らしの場としての地域社会を取り巻く状況は、少子・高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化、さらには成長型社会からの転換などの社会環境の変化を背景に、かつての地域社会が当たり前に共有していた地域住民相互の日常的な繋がりや絆が希薄化するなど、大きく変わろうとしています。このような地域社会は、特に高齢者や障がい者など、日常生活を送る上で何らかの支援や助けを必要としている人々にとって、本当に住みやすい社会とは必ずしもなっていません。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、生活を再建する上で、日常的な人々の繋がりや支え合いがいかに重要かを教えてくれました。

一方で、これまでは行政主導、フォーマル・サービス（公的サービス）主体であった福祉の分野においても、地域住民を主体とする福祉関連のボランティアやサークルなどの自発的な活動や取り組みは、これまでになく活発化しています。また、様々な社会問題に対して自発的かつ自己責任を持った活動を行っている NPO など、重要なサービスの提供主体となっています。

国においては、平成 12 年に「社会福祉事業法」が改称・改正され、新たに「社会福祉法」として施行されました。そして、同法の基本理念の一つとして“地域福祉の推進”が明確に位置付けられるとともに、市町村地域福祉計画の策定が明文化されたところです。

北本市においては、市の総合振興計画において、『市民と行政の協働』を基本理念に掲げています。この協働のまちづくりを推進するには、「自助・共助・公助」(*)の考え方の基に取り組む必要があります、それはまさに地域福祉計画推進のための基本的な考え方でもあります。

また、介護保険法の改正や障害者自立支援法の制定、さらに障害者総合支援法への改正など福祉を取り巻く関連制度の大きな変革といった状況を踏まえ、今後の地域福祉のあり方を明確に示し、市民と行政等が一体となつてめざすべき地域福祉の将来像を共有していくことが必要です。

この「北本市地域福祉計画」策定の目的は、市民と行政等の協働によりめざすべき地域福祉の明確な方向性を示すためのものです。

(*)「自助・共助・公助」とは

自助: 自分で自分のことを助けること

共助: 地域でともに助け合うこと

公助: 市全体の福祉の基盤的なサービスを推進するために公が取り組むこと

地域福祉とは

だれもが住み慣れた家や地域で、自分らしく、自立して、健康に暮らしたいという願いを実現するためには、従来の国を中心とした福祉サービスだけでは不十分です。なぜなら従来のサービスでは

- ① 公平性にこだわるため、地域性や個人差が考慮されず画一的である
 - ② 制度に該当しない人、基準に満たない人はサービスが受けられない
 - ③ 財政状況によりサービスの質・量が変動する
 - ④ 縦割りのために利用者に対してきめの細かい総合的なサービスが提供できない
- といった問題点が指摘されています。

そのため、介護保険制度や生活保護のような公的サービスに加え、住民同士による助け合いの仕組みや気軽に利用できる民間の有償サービスがあれば、私たちはより安心して暮らすことができるでしょう。

「高齢者福祉」はお年寄りを、「児童福祉」は子どもを対象とした言葉です。それに対し「地域福祉」とは、住民のみなさんの居住する場所である『地域』に視点を置いた用語で、次のような意味があります。

- ① 一定の圏域における社会福祉

地理的範囲を限定した社会福祉のことです。

（ここでは北本市及び住民の日常的な生活圏の範囲を指します）

- ② 困っている人を周囲の人々が支え合い、助け合う福祉活動の総称

行政や福祉事業者だけではなく、住民を含む地域社会を構成するすべての主体を福祉の担い手と捉え、地域における相互扶助機能の活性化をめざす取り組みのことです。

以上のことから、『地域福祉』とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する様々な主体が協働し、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成をめざす福祉活動のすべてを指すものです。

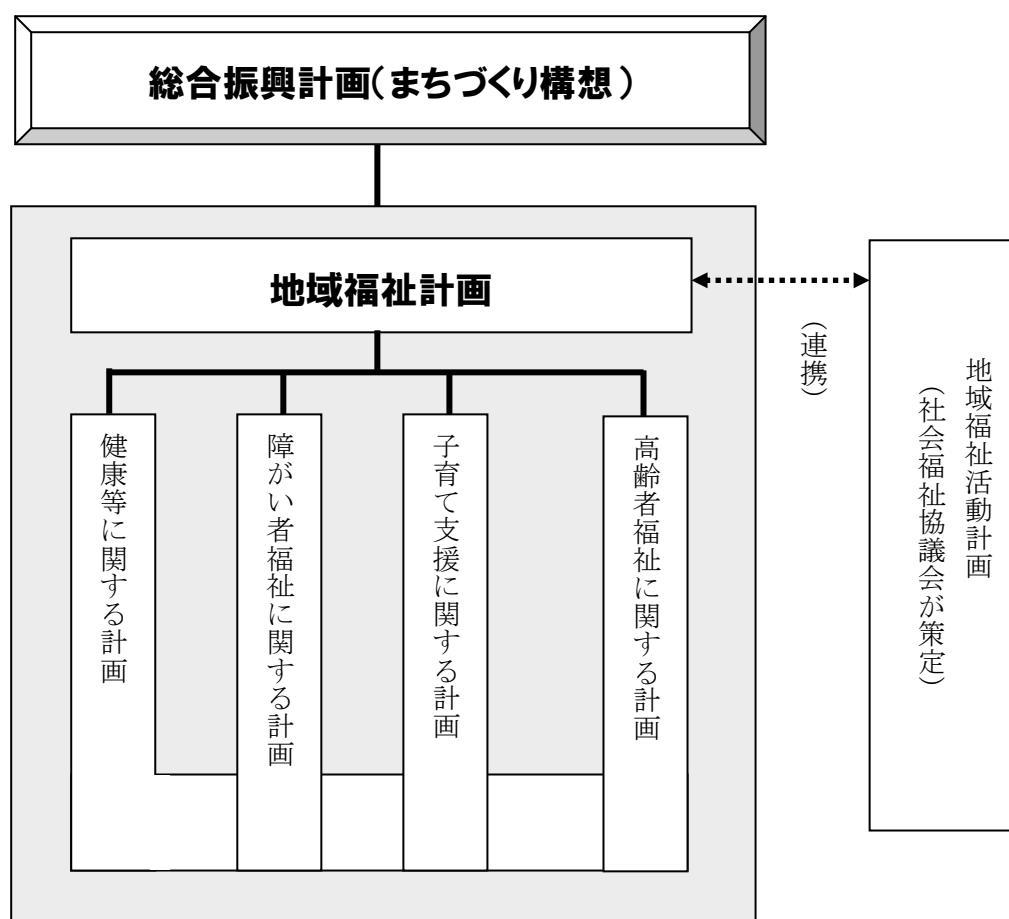
地域福祉計画とは

新しい社会福祉の理念を達成するために、市民と行政の協働により地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

新しい社会福祉の理念とは、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援すること」と考えられています。

2. 地域福祉計画策定の位置付け

地域福祉計画は、自治体が策定する総合振興計画（まちづくり構想）の福祉部門の各種計画を統括する計画として位置付けられます。



北本市においては、上記の各計画の状況は以下のようになっています。

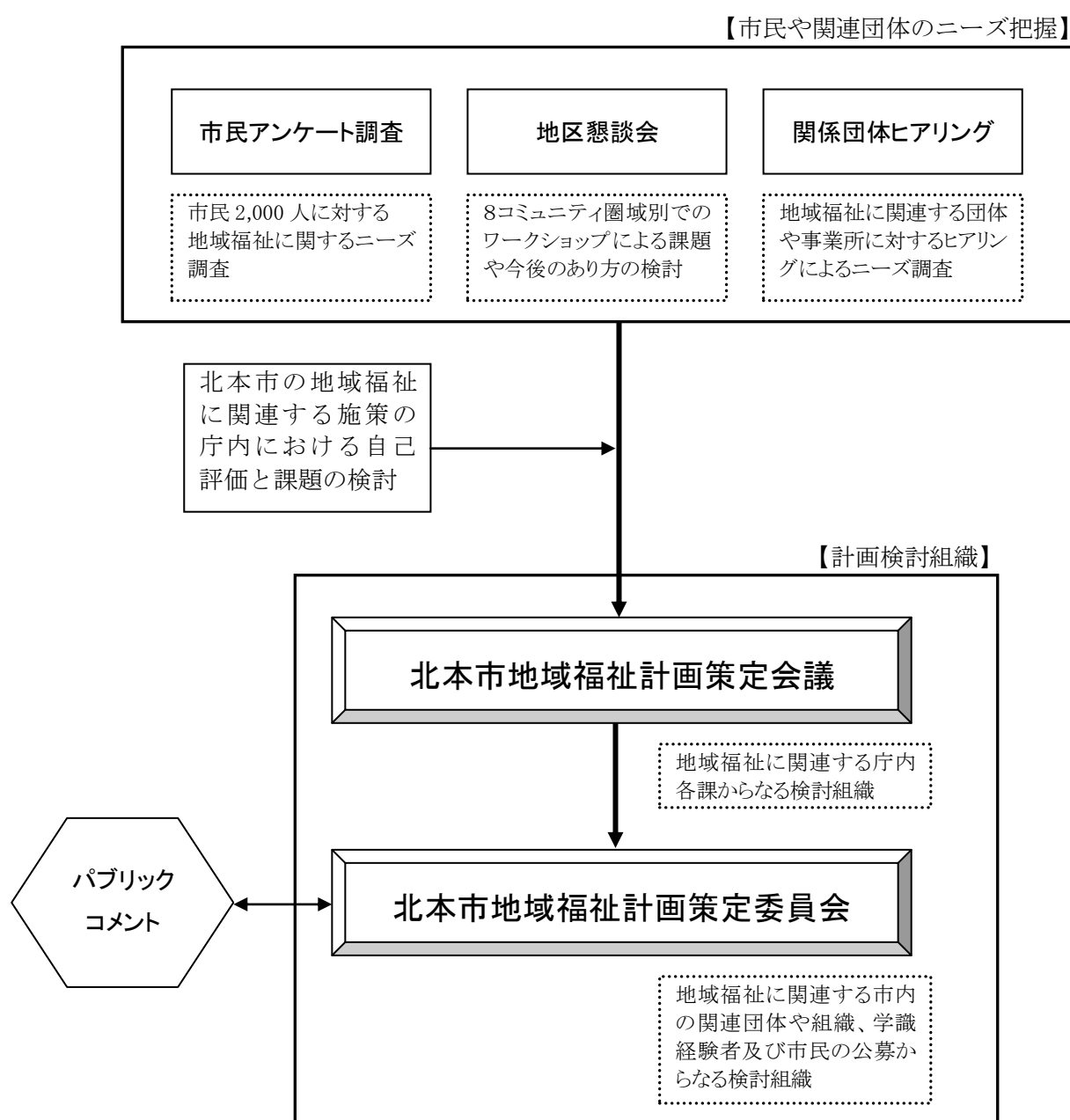
部門	北本市における計画名称	策定年	計画期間
総合振興計画 (まちづくり構想)	第四次北本市総合振興計画（後期計画）	H24.3	H24～27
高齢者福祉に関する計画	高齢者福祉計画 2012 第5期介護保険事業計画	H24.3	H24～26
子育て支援に関する計画	次世代育成支援行動計画	H22.3	H22～26
障がい者福祉に関する計画	北本市障害者福祉計画・障害福祉計画	H24.3	H24～26
健康等に関する計画	特定健康診査等実施計画（第2期）	H25.3	H25～29

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 5 カ年計画とします。

4. 検討の体制

計画策定にあたっては、市民との協働の考え方のもと、次のような取り組みの中で計画検討を行いました。



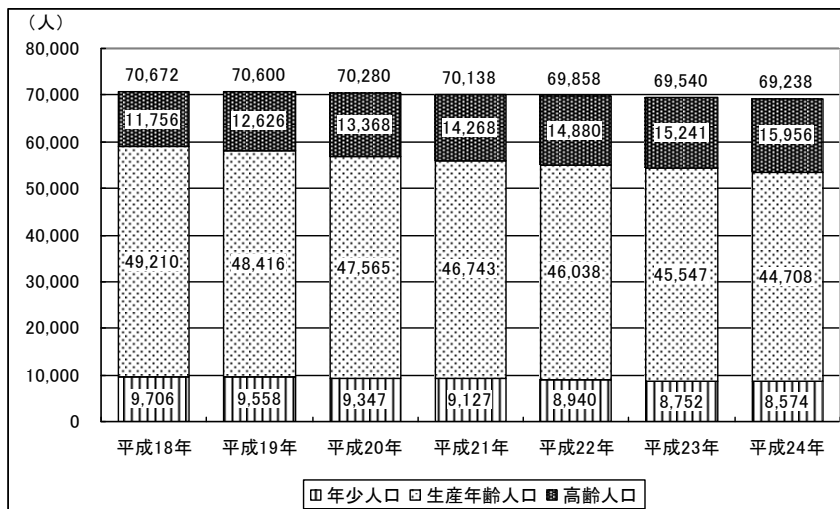
1. 人口

市の総人口は平成21年までは70,000人を維持していましたが、平成24年には69,238人（住民基本台帳：3月末現在）となっています。

年齢3区分別人口でみると、少子・高齢化の傾向が顕著にでており、年少人口（15歳未満）は平成18年の9,706人に対し、平成24年には8,574人と6年間で1,132人の減少（年間平均約190人の減少）となっています。

一方、高齢人口（65歳以上）は平成18年の11,756人に対し、平成24年には15,956人と6年間で4,200人の増加（年間平均約700人の増加）となっており、高齢化率でみると平成18年の16.6%に対し平成24年は6.4ポイント増加の23.0%となっています。

●総人口と年齢3区分別人口の推移



		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
人口 (人)	総人口	70,672	70,600	70,280	70,138	69,858	69,540	69,238
	年少人口	9,706	9,558	9,347	9,127	8,940	8,752	8,574
	生産年齢人口	49,210	48,416	47,565	46,743	46,038	45,547	44,708
	高齢人口	11,756	12,626	13,368	14,268	14,880	15,241	15,956
構成比 (%)	年少人口	13.7	13.5	13.3	13.0	12.8	12.6	12.4
	生産年齢人口	69.6	68.6	67.7	66.6	65.9	65.5	64.6
	高齢人口	16.6	17.9	19.0	20.3	21.3	21.9	23.0

資料：住民基本台帳（各年3月末）

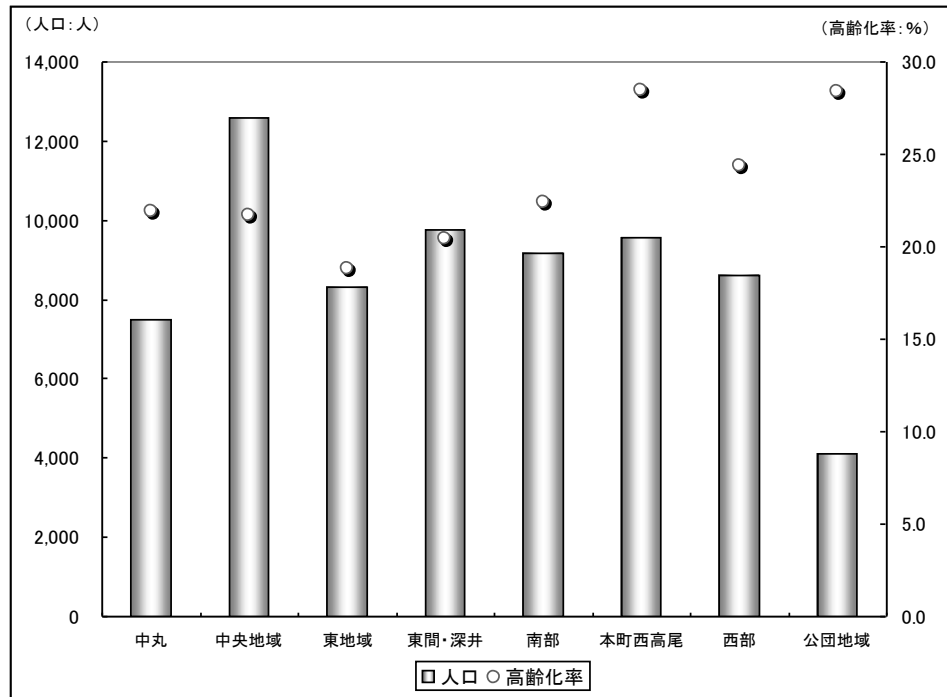
●国勢調査にみる高齢化率の比較

（単位：％）

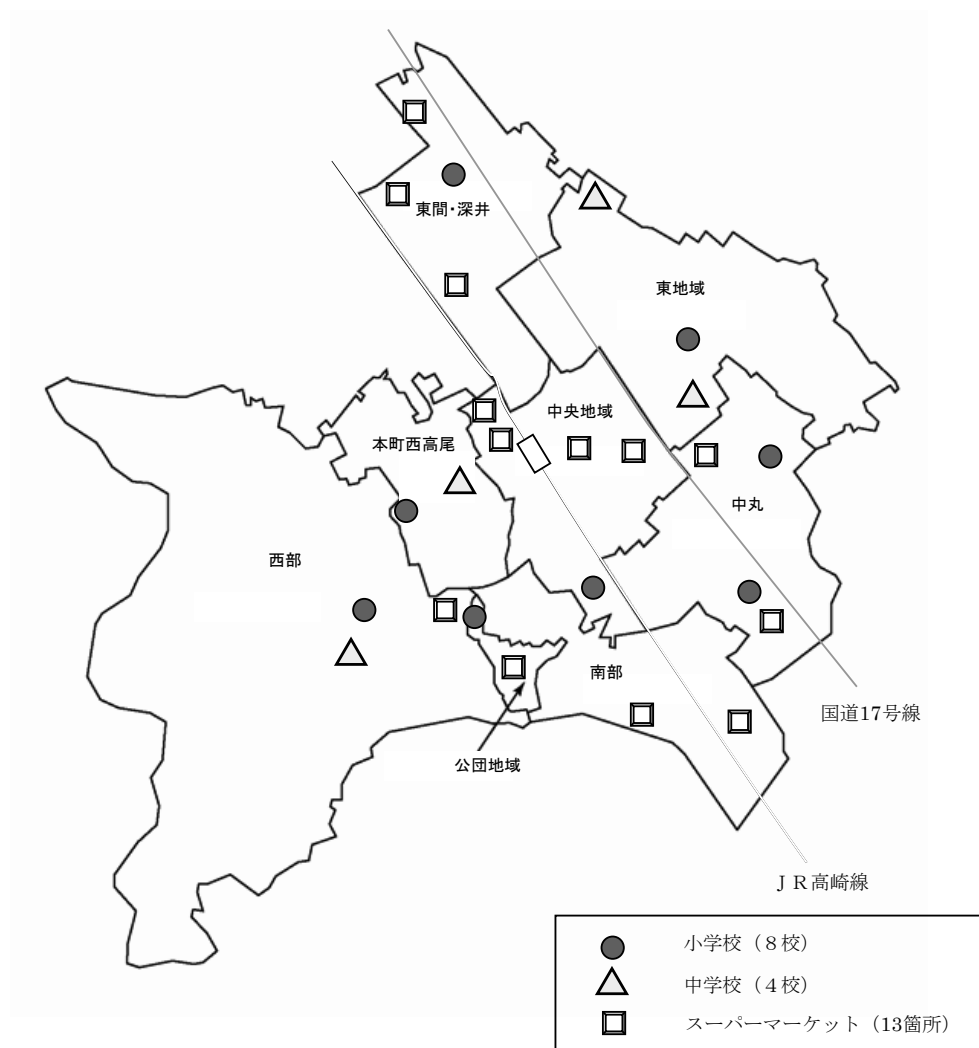
	平成12年	平成17年	平成22年
全国	17.3	20.2	23.0
埼玉県	12.8	16.4	20.4
北本市	11.8	16.3	21.8

資料：国勢調査

●地区別の人口と高齢化率の状況



●地区別の学校・スーパーマーケット等の立地状況



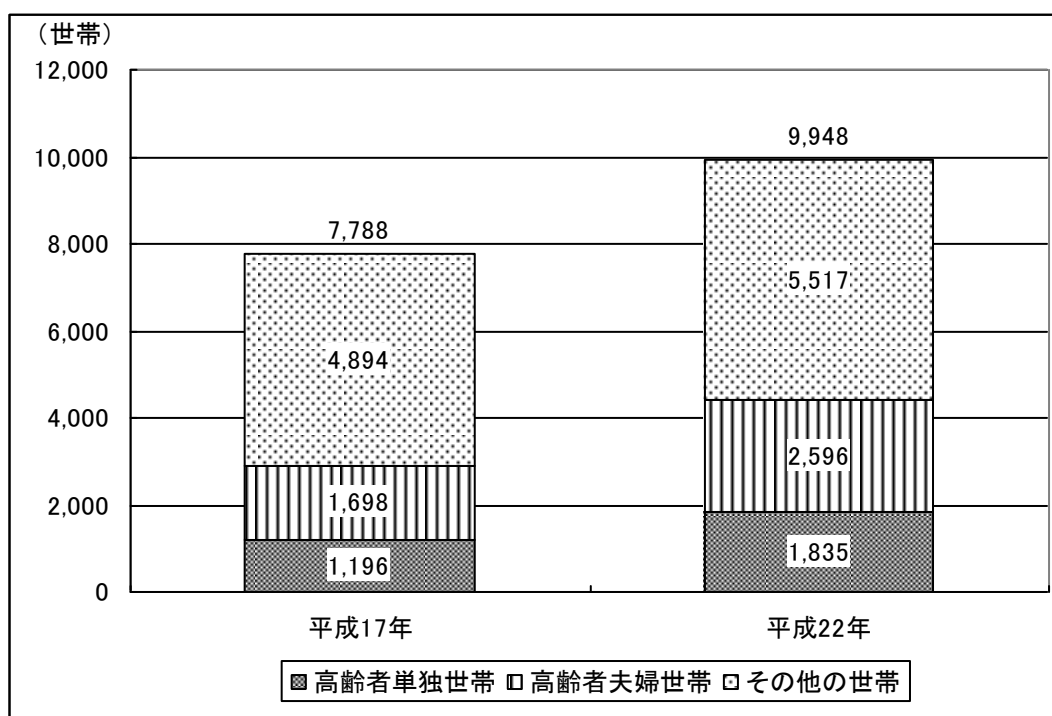
2. 高齢者の状況

1) 高齢者のいる世帯

人口の高齢化に伴い高齢者がいる世帯数も増えており、平成 22 年（国勢調査）では 9,948 世帯で、市全体の世帯数の 38.5%を占めています。

高齢者夫婦世帯は 2,596 世帯、高齢者単独世帯は 1,835 世帯で、合わせて 4,431 世帯となっており、両者を合わせると高齢者のいる世帯の 44.5%を占めています。5 年前の平成 17 年と比べてみると、高齢者夫婦世帯は 898 世帯の増加、高齢者単独世帯は 639 世帯の増加、合わせて 1,537 世帯の増加となっています。

● 高齢者のいる世帯の状況



	平成17年			平成22年		
	世帯数(世帯)	構成比(%)		世帯数(世帯)	構成比(%)	
一般世帯	24,819	100.0	—	25,847	100.0	—
高齢者のいる世帯	7,788	31.4	100.0	9,948	38.5	100.0
高齢者単独世帯	1,196	4.8	15.4	1,835	7.1	18.4
高齢者夫婦世帯	1,698	6.8	21.8	2,596	10.0	26.1
その他の世帯	4,894	19.7	62.8	5,517	21.3	55.5

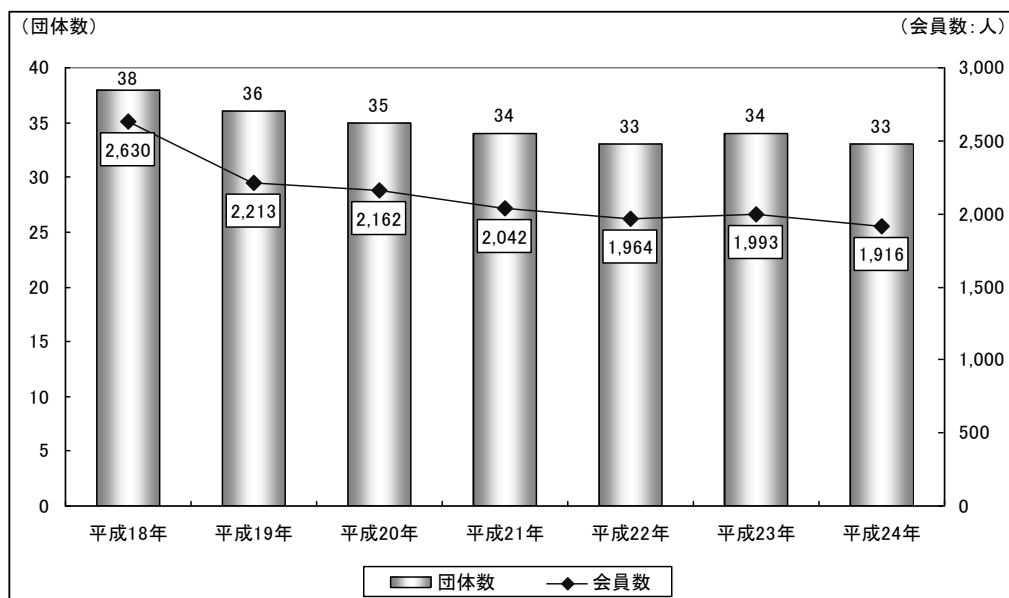
資料：国勢調査 各年 10 月 1 日現在

2) 高齢者の社会参加状況

① 高齢者クラブの状況

高齢者クラブの団体数は平成 24 年で 33 団体、会員数は 1,916 人となっています。

高齢者数は確実に増えている中、高齢者クラブの団体数や会員数は横ばいからやや減少気味の傾向となっています。

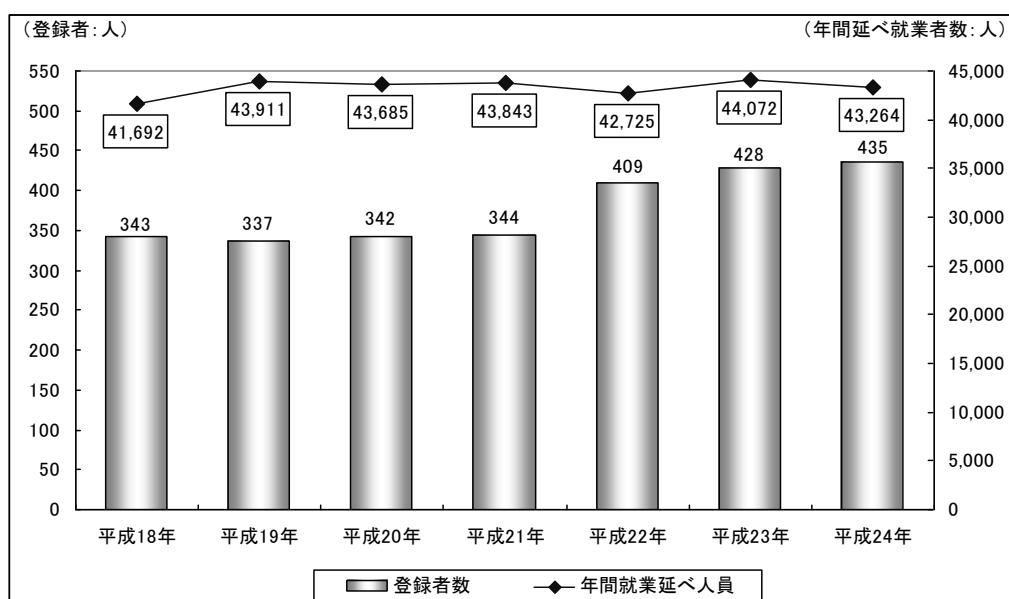


資料：各年 3 月末日現在

② シルバー人材センター

シルバー人材センターの登録者は平成 24 年で 435 人、年間延べ就業者数は 43,264 人となっています。

登録者数は、近年増加傾向を示していますが、年間延べ就業者数は 43,000 人前後で横ばい傾向にあります。



資料：各年 3 月末日現在

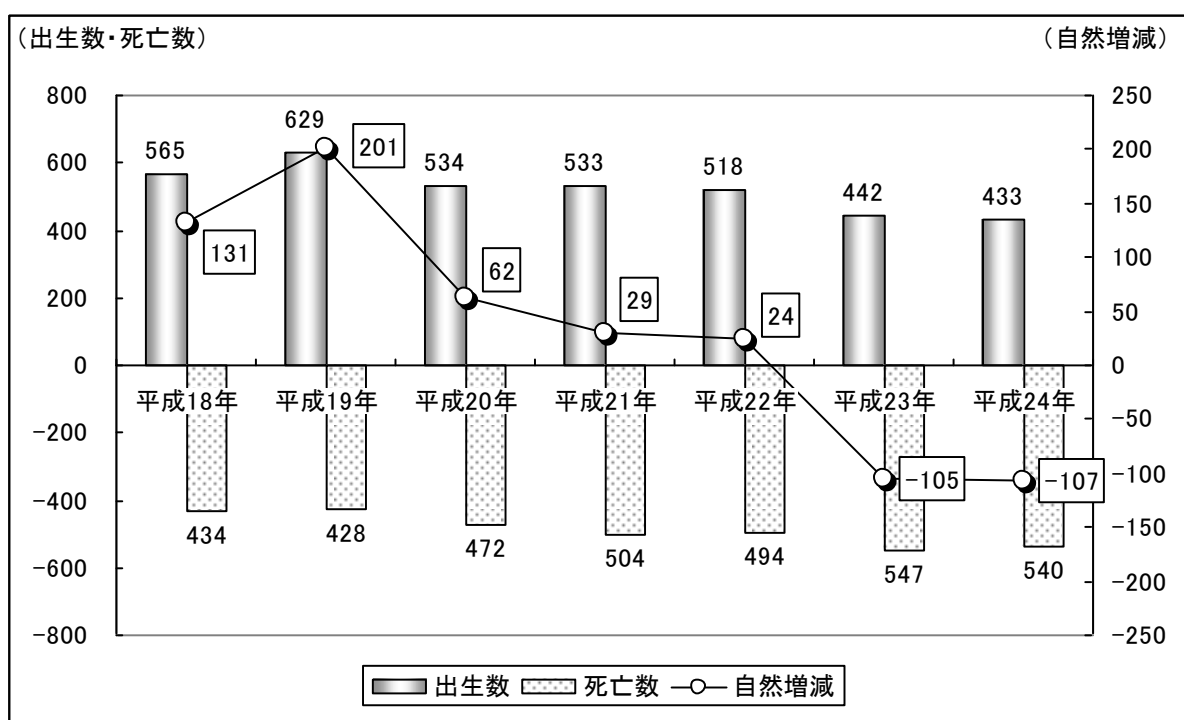
3. 子どもの状況

1) 出生数の状況

少子化の影響を受け、平成 24 年の出生数は 433 人となっています。一方死亡数はやや増加の傾向にあり、平成 24 年では 540 人となっています。

出生数と死亡数の差をみる自然増減では、平成 22 年まではプラスでしたが、平成 23 年に初めてマイナス 105 人となり、平成 24 年にはマイナス 107 人となっています。

●自然増減の推移



資料：各年3月末日現在

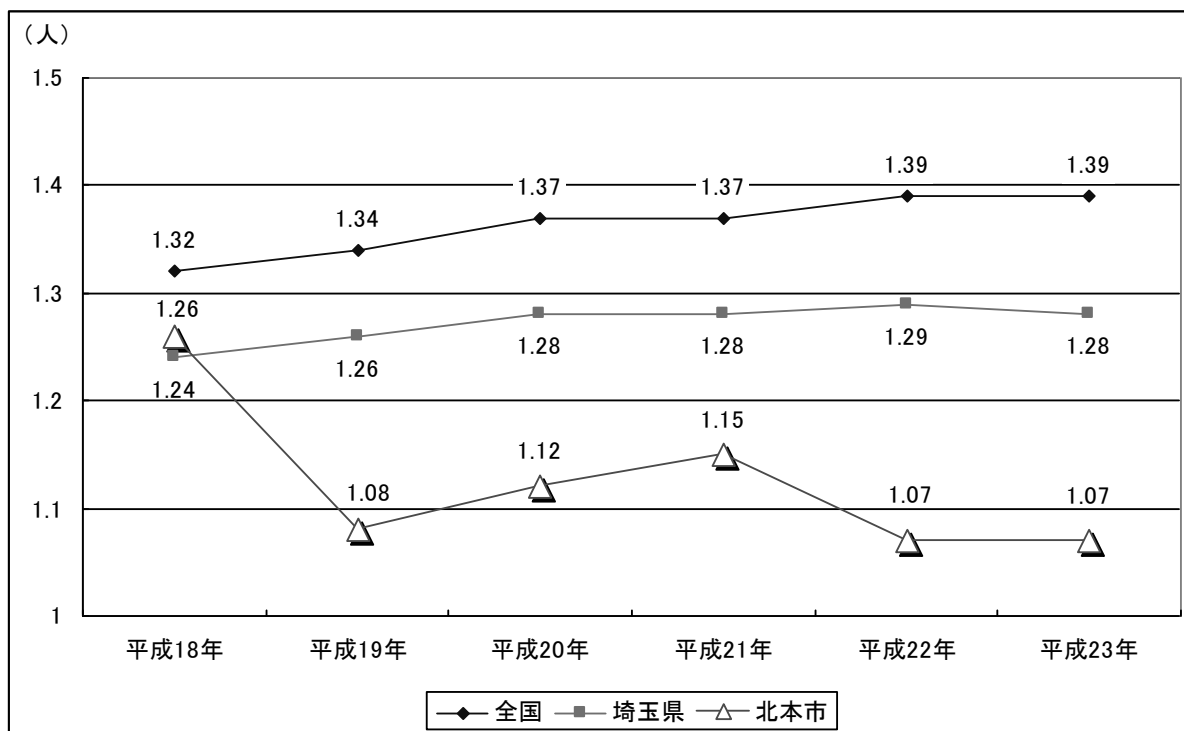


2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちで産む子どもの平均人数）でみると、北本市は平成23年で「1.07」と埼玉県（1.28）や全国平均（1.39）を下回っています。

一般に現状においては、「2.08」程度が人口増減の境目ともいわれ、それからみると全国値を含め、大幅に下回っています。

●合計特殊出生率の推移



	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39
埼玉県	1.24	1.26	1.28	1.28	1.29	1.28
北本市	1.26	1.08	1.12	1.15	1.07	1.07

資料：厚生労働省、埼玉県統計 各年10月

4. 障がい者の状況

障がい者数は年々増加しており、平成24年は2,523人で、市の総人口に占める割合は3.64%となっています。

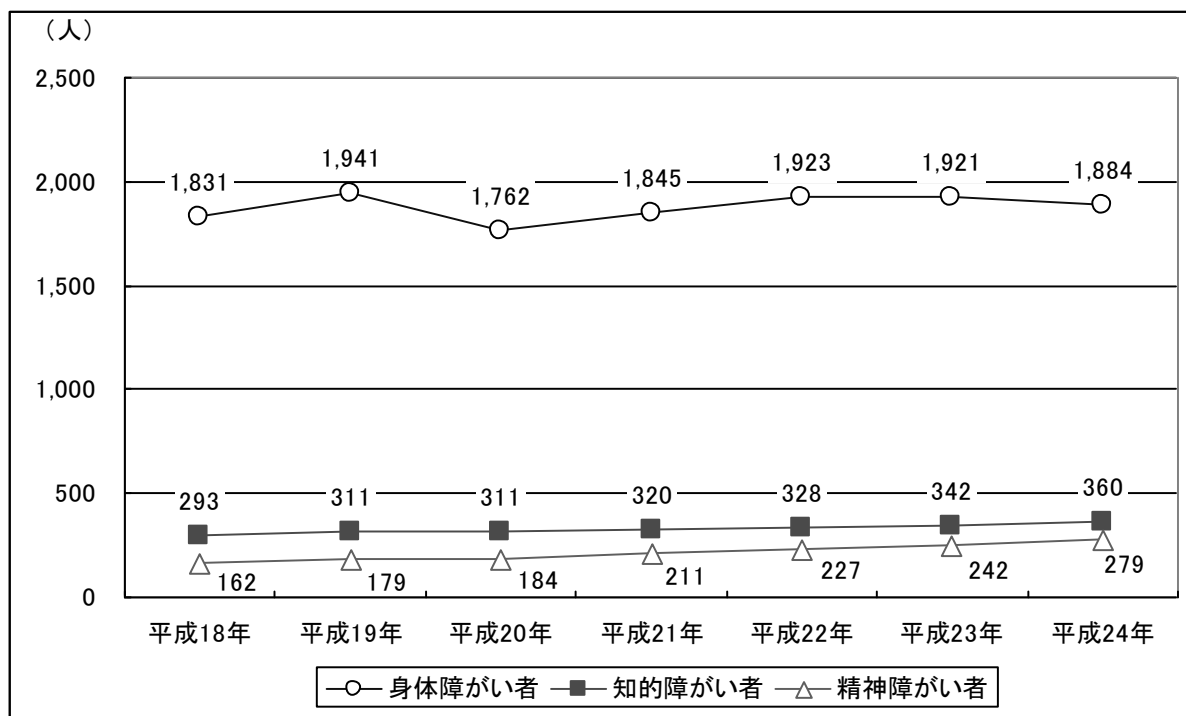
障がいの種別では、身体障がい者が1,884人と最も多く、障がい者総数の74.7%を占めています。知的障がい者は360人、精神障がい者は279人となっていますが、近年精神障がい者の増加傾向が高まっています。

●障がい者数の推移

	障がい者数(人)	総人口に占める割合(%)
平成18年	2,286	3.23
平成19年	2,431	3.44
平成20年	2,257	3.21
平成21年	2,376	3.39
平成22年	2,478	3.55
平成23年	2,505	3.60
平成24年	2,523	3.64

資料：各年4月1日現在

●障がい種別の推移



資料：身体障がい者は身体障害者手帳の所持者

知的障がい者は療育手帳の所持者

精神障がい者は精神保健福祉手帳の所持者

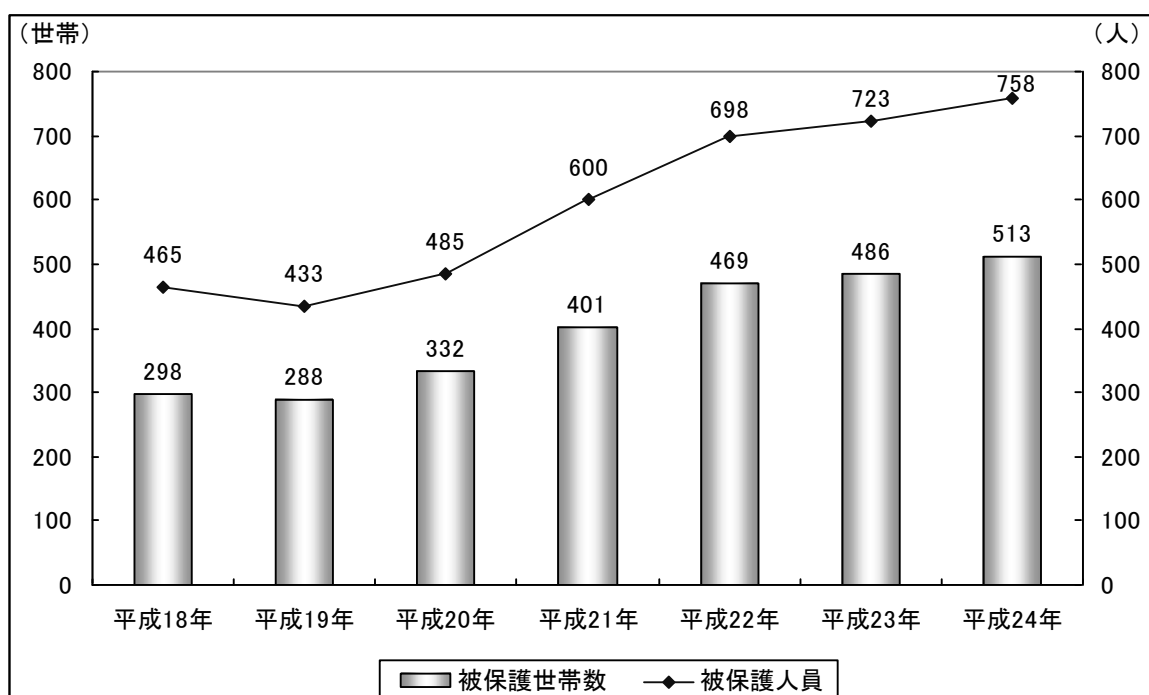
5. 要支援者の状況

1) 生活保護世帯の状況

被保護世帯、被保護人員ともに増加傾向にあり、平成24年では被保護世帯が513世帯、被保護人員は758人となっています。

類型別では「高齢者世帯」が204世帯と最も多く、全体の39.8%、次いで「疾病・障がい者世帯」が137世帯で26.7%を占め、両方で7割近くを占めています。

●生活保護世帯の推移



	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	世帯類型別(世帯)			
			高齢者	母子	傷病・障がい者	その他
平成18年	298	465	109	44	101	44
平成19年	288	433	121	38	94	35
平成20年	332	485	158	36	104	34
平成21年	401	600	168	42	123	68
平成22年	469	698	176	51	134	108
平成23年	486	723	186	51	137	112
平成24年	513	758	204	52	137	120

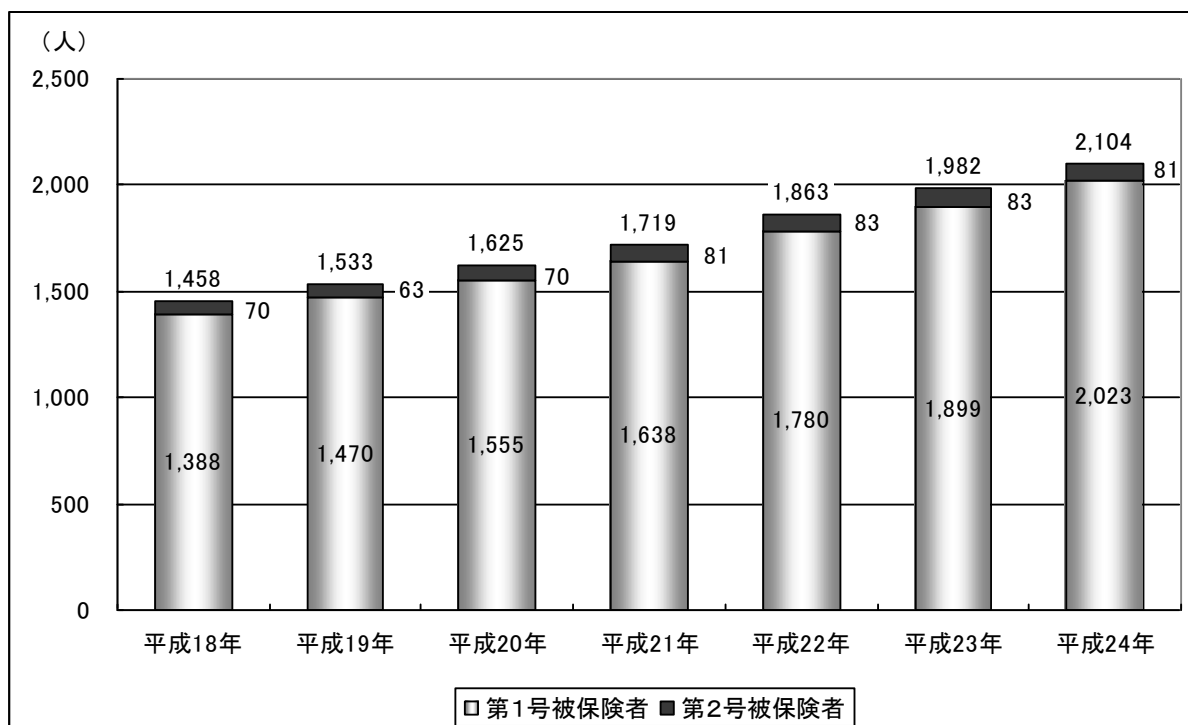
資料：各年3月末現在

2) 要介護等認定者等の状況

要介護等の認定者数は年々増加しており、平成24年では2,104人で、4年前の平成20年と比べ479人増加しています。

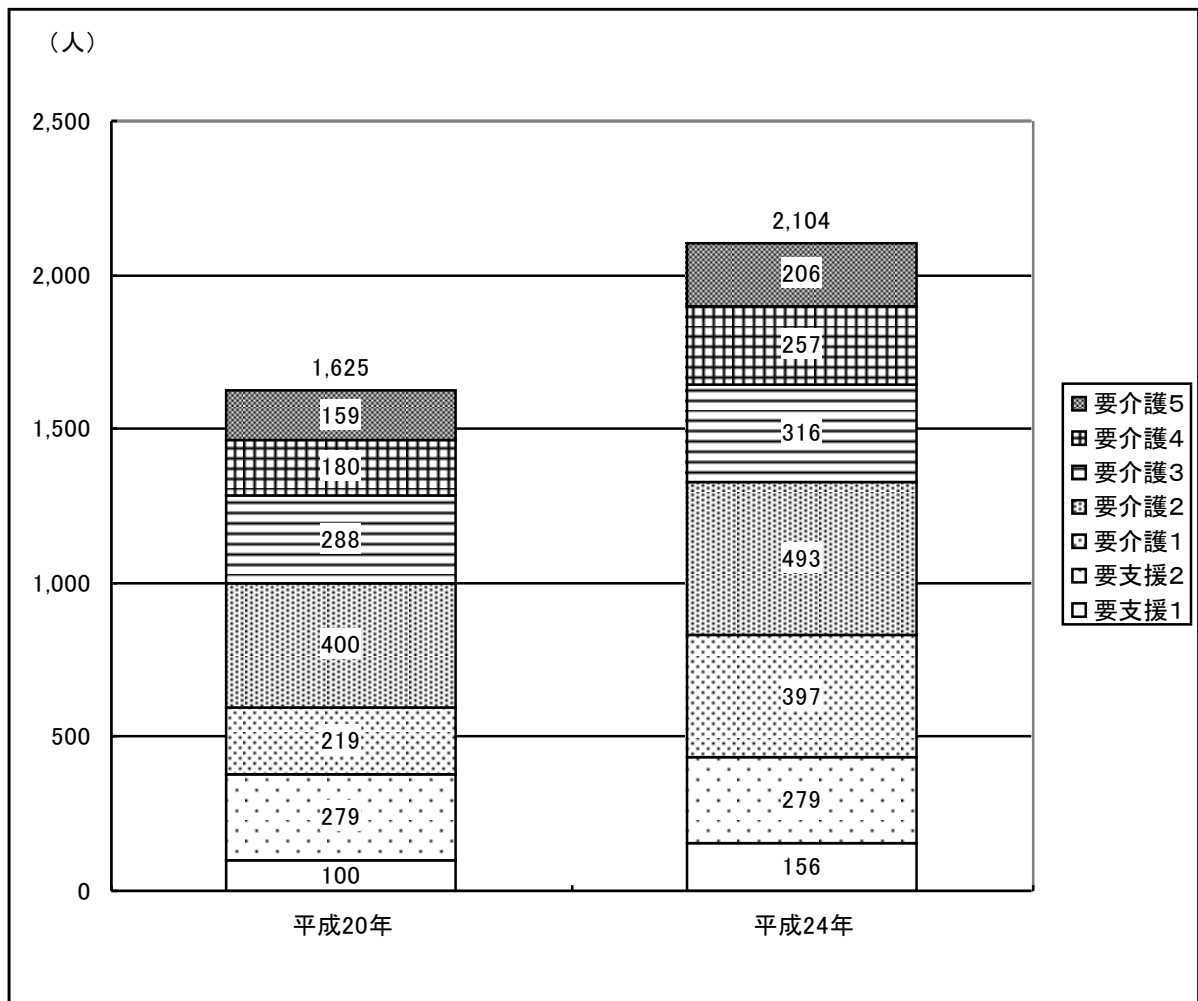
要介護度別にみると、最も多い割合を占めているのは「要介護2」の23.4%となっています。平成20年と比べ、大きく増加しているのは「要支援1」「要介護1」「要介護4」となっています。

●第1号・2号別認定者の状況



資料：各年9月末現在

●要介護度別認定者の状況



		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
平成20年	人数(人)	100	279	219	400	288	180	159	1,625
	構成比(%)	6.2	17.2	13.5	24.6	17.7	11.1	9.8	100.0
平成24年	人数(人)	156	279	397	493	316	257	206	2,104
	構成比(%)	7.4	13.3	18.9	23.4	15.0	12.2	9.8	100.0

資料：各年9月末現在

6. 地域の福祉資源^(*)の状況

1) 民生委員・児童委員の状況

委員数は平成24年では138人で、男性40人、女性98人と女性の割合が高くなっています。活動日数は概ね年間延べで2万日程度ですが、平成24年は少し減少しています。また、訪問回数は増加傾向にあり、平成24年では31,506回となっています。

●民生委員・児童委員の状況

	委員数(人)			延活動日数 (日)	訪問回数 (回)	活動内容(件)		
	総数	男	女			総数	相談・支援	調査・研修等
平成18年	135	39	96	—	—	—	—	—
平成19年	136	39	97	19,830	21,179	22,786	3,308	19,478
平成20年	135	39	96	20,779	22,670	22,888	3,457	19,431
平成21年	138	35	103	21,906	25,729	26,082	3,879	22,203
平成22年	138	35	103	22,157	26,501	26,777	4,092	22,685
平成23年	139	35	104	22,404	30,358	27,882	3,753	24,129
平成24年	138	40	98	22,217	31,506	28,552	3,004	25,548

資料：委員数は各年4月1日現在
その他は各年3月末日現在

2) ボランティア登録数

ボランティアの団体登録数は平成24年で41団体、登録者数は806人となっています。近年の動きをみると、年によって増減はあるものの概ね横ばいの状況にあります。

●ボランティア団体の状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
登録者数(人)	894	868	903	874	850	896	806
登録団体数	40	41	42	42	38	43	41

資料：各年3月末現在

(*)「福祉資源」とは
福祉に関連する人材や各種団体及び各種施設・事業所等の総称です。

Ⅲ

地域福祉に関する市民のニーズ

1. 市民アンケート調査結果より

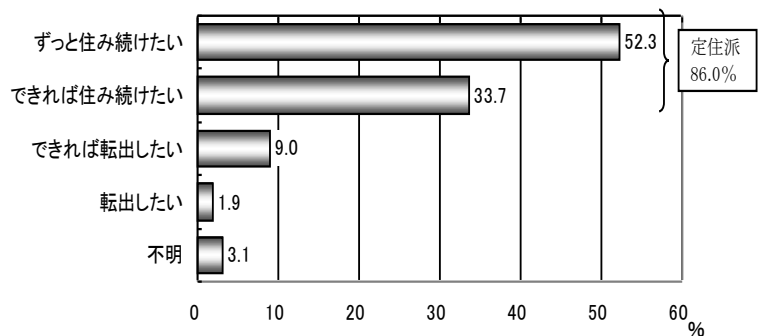
北本市地域福祉計画策定にあたり、20歳以上の市民2,000人を対象にアンケート調査を行いました。詳細な分析は別冊「北本市地域福祉計画策定に向けてのアンケート調査報告書」に記載していますが、ここでは、いくつか主要な点についての概要を示します。

○配布数	: 2,000 票
○総回収数	: 1,040 票
○回収率	: 52.0%
○有効回答数	: 1,034 票

■北本市に住み続けたいか

「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」を合わせると9割近い方が住み続けたいという意向を持っており、地域に対する愛着度は非常に高いといえます。

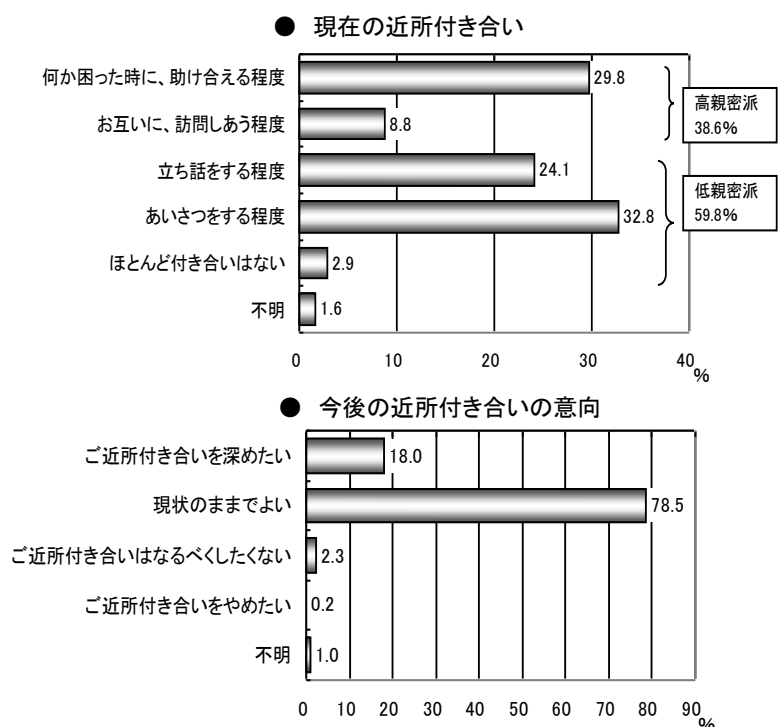
ただし、年齢が若い層では定住意識が若干低い面がみられます。



■近所付き合いの状況は

「立ち話をする程度」と「あいさつをする程度」と「ほとんど付き合いはない」といった“低親密派”が半数を超え、特に年齢の若い層では近所付き合いが低いのが現状です。

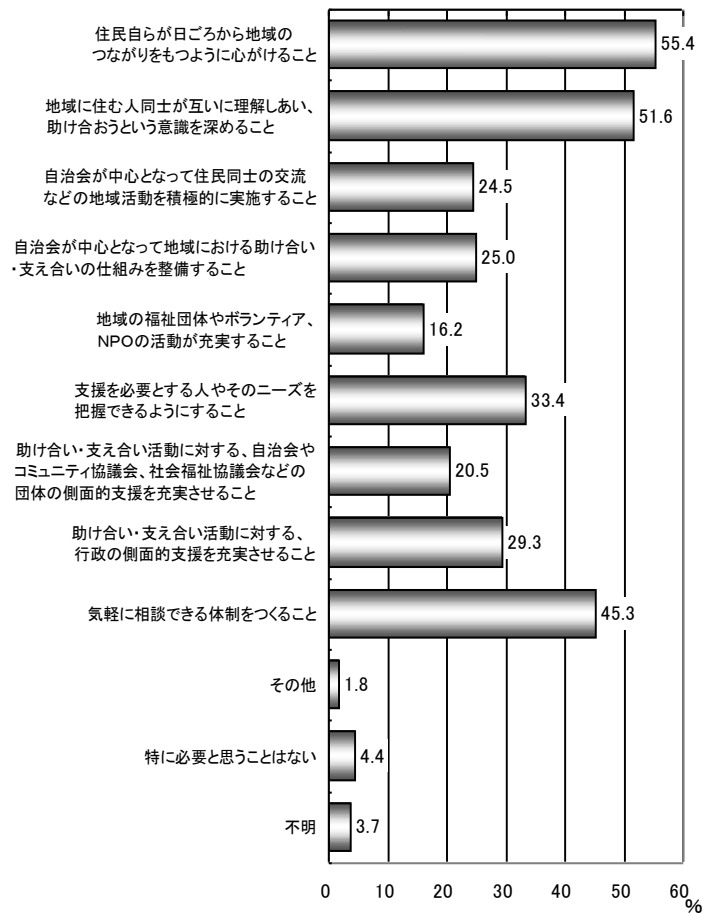
ただし、今後の近所付き合いの意向では、「深めたい」という意向は全体では2割弱ですが、年齢別にみると、高齢の層より若い層に深めたいニーズが高くみられます。



■地域で助け合い・支え合いの輪を広げるために必要なことは

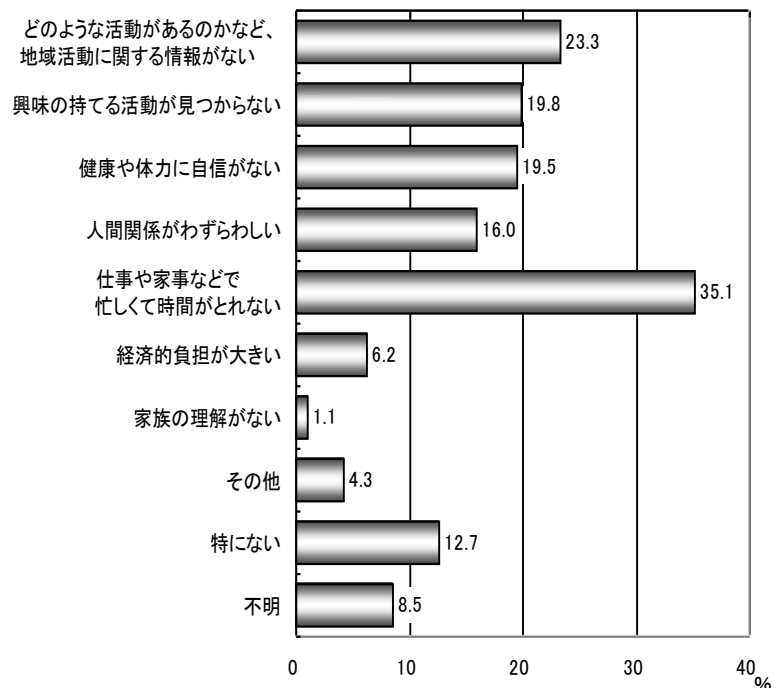
「日ごろからの地域のつながり」と「住民同士の理解・助け合いの意識」の2つが最も高くなっています。まずは地域住民の日常的な繋がりを持つ中で、相互理解や助け合いの意識を育てることが一番重要であると思われます。

さらに「気軽に相談できる体制」が求められており、市民の視点にたった相談のあり方を工夫していく必要があります。



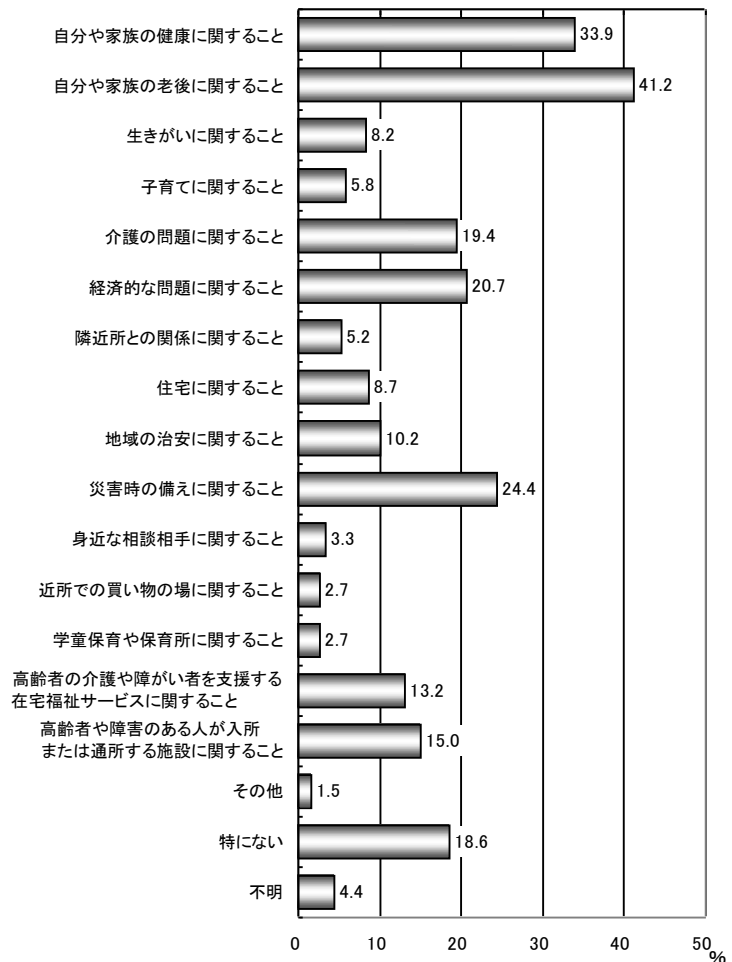
■地域活動に参加する上で支障になること

「仕事や家事などで時間がとれない」というのが最も大きな要因となっていますが、次いで「地域活動に関する情報がない」となっており、情報提供のあり方によっては、地域活動への参加が促進されることが期待されます。



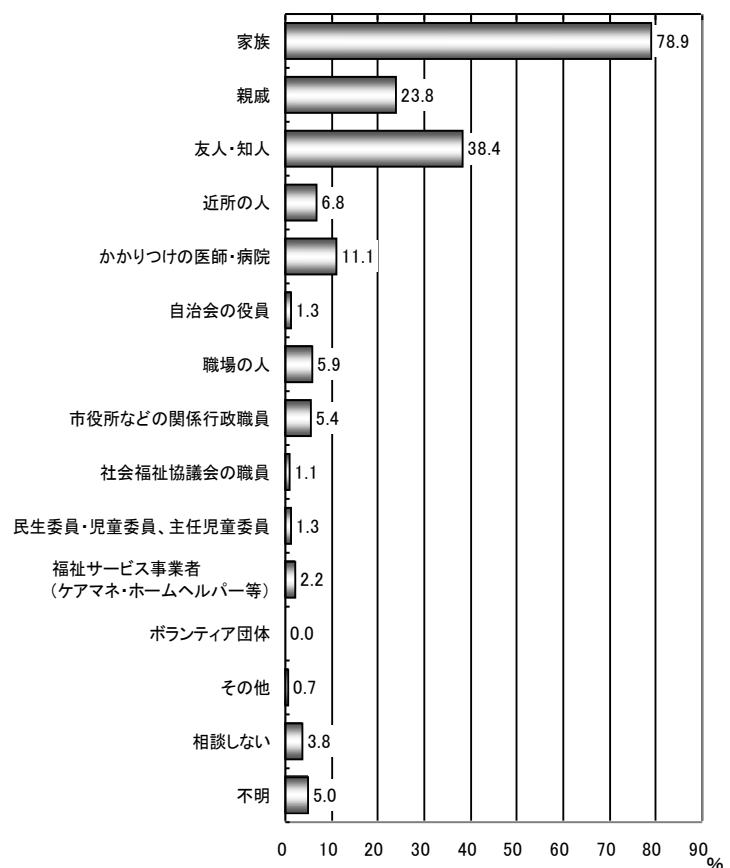
■ 日常の生活で困っていることや 悩みや不安

自分や家族の「老後と健康」が2大要因になっていますが、次いで「災害時の備えに関すること」となっており、3.11の東日本大震災の教訓を踏まえ、自分で身を守ることや、地域の絆による支え合いの意識が高まっているものと思われます。



■ 困ったときの相談相手

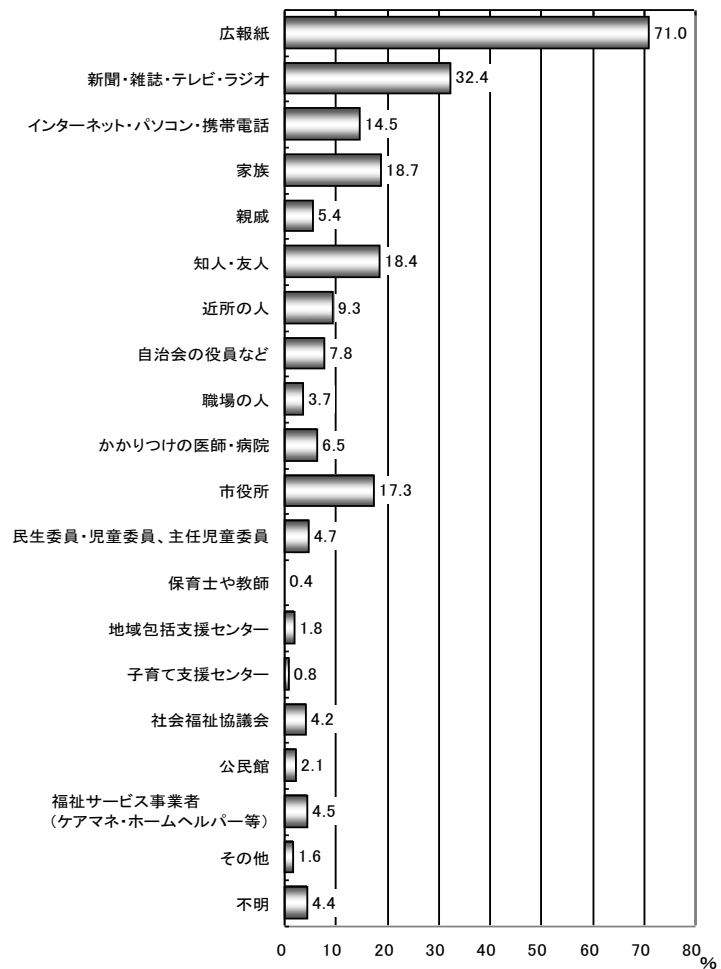
「家族」が8割近くを占め、次いで「友人・知人」となっています。一方、市役所・社会福祉協議会・あるいは民生委員といった、第三者の公的なところの割合が非常に少なく、相談体制のあり方を検討する必要があります。



■福祉に関する情報の入手先

「広報紙」からの情報入手が非常に多く、広報紙の重要さがうかがわれます。

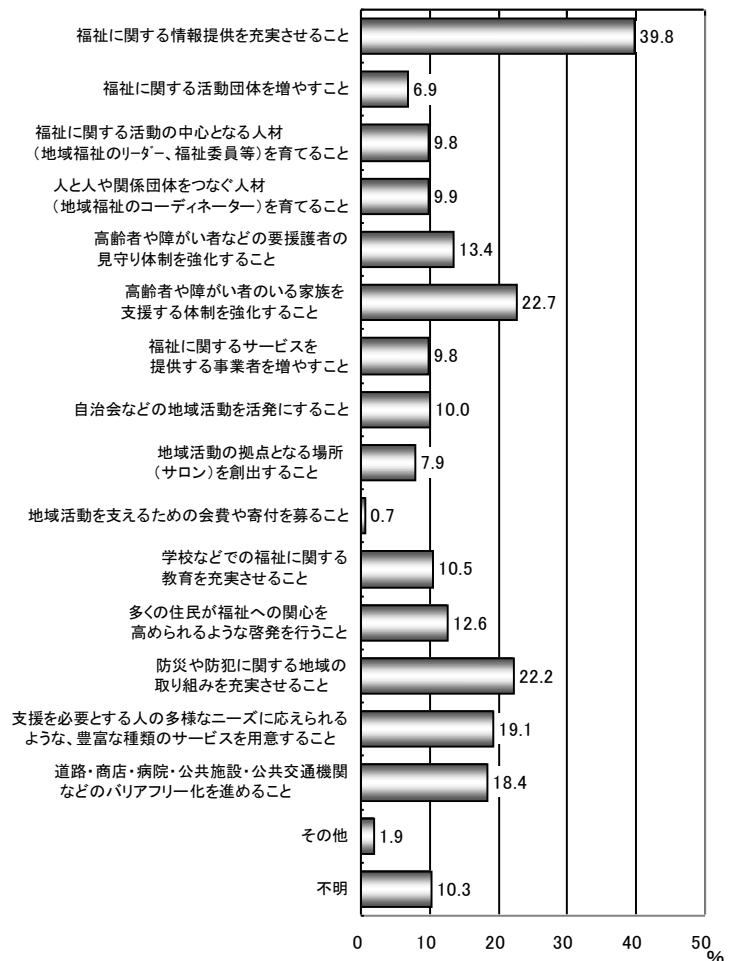
一方、市役所や各種福祉関係団体からの情報入手は非常に少なく、情報提供のあり方も、先の設問の相談とも含めて一つの課題といえます。



■だれもが住み慣れた地域で、安心して生活するために必要なこと

「福祉に関する情報提供の充実」が非常に多く、“情報”の重要さがうかがわれます。

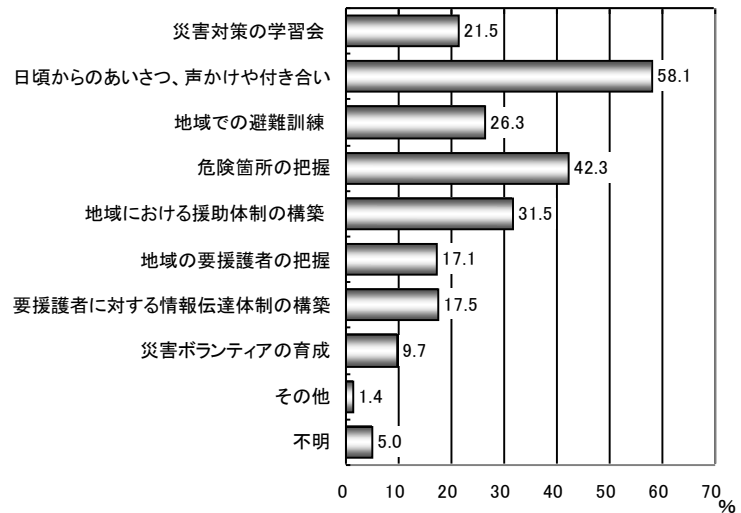
まずは、“知る”ことが重要ですが、“知ろうとする努力”もなければ、いくら情報があっても、なかなか自分の中に入ってこないという面もあります。



■災害時の備えで重要なこと

「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が最も重要で、次いで「危険箇所の把握」となっています。

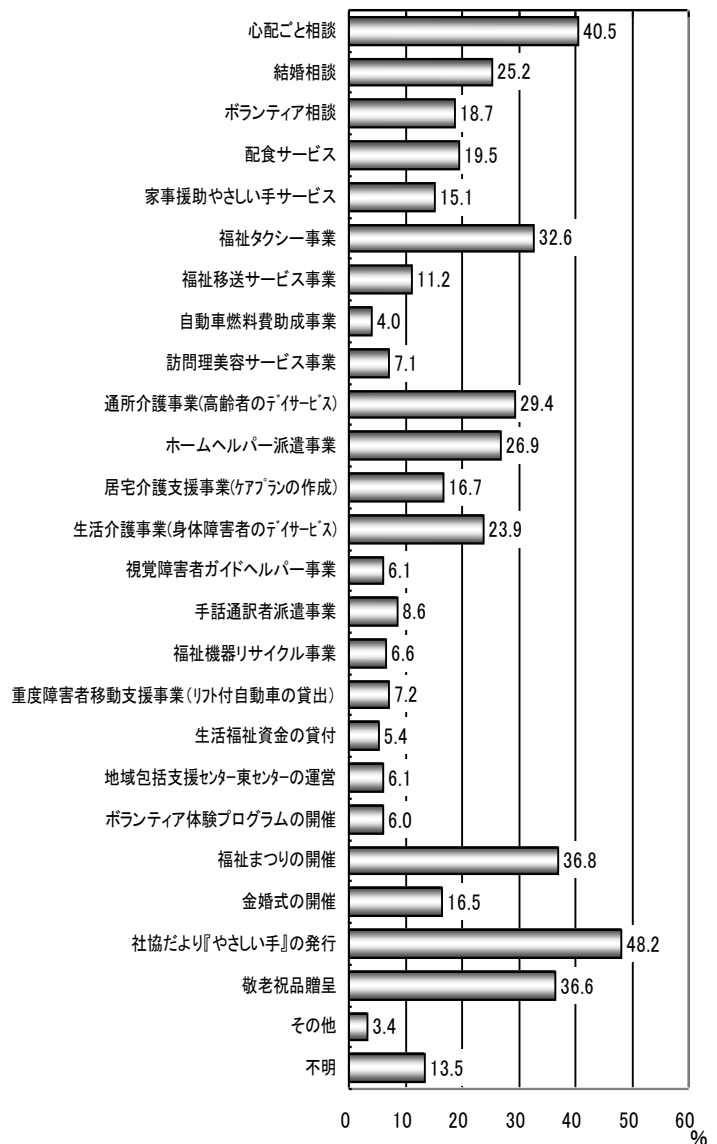
地域コミュニティを基本にした支え合いの仕組みと、情報として危険箇所や避難情報等を正確に知っておくこと、知らせることが重要となっています。



■社会福祉協議会の事業の認知度

最も知られているのは「社協だより『やさしい手』」ですが、それでも 48.2%と半数を切っています。

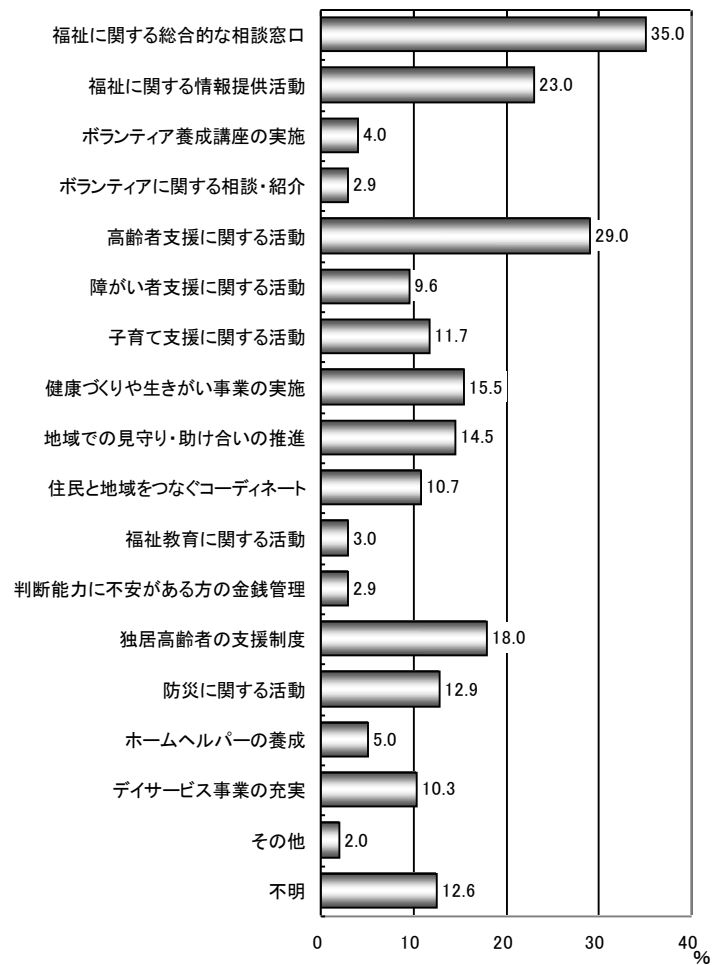
地域福祉の実践的な担い手としての社会福祉協議会の役割は重要であり、協議会そのものの認知度を含め、地域と一体となった事業展開のあり方の検討が必要と思われます。



■社会福祉協議会へ望む事業

「福祉に関する総合的な相談窓口」が最も多くなっています。

市民に身近な存在であってほしいというニーズと、ワンストップ型の情報を得られる拠点がほしいというニーズの表れとも思われます。



2. 地区懇談会の結果より

北本市のコミュニティの単位となっている「8つのコミュニティ圏域」別に、一般住民の方に呼びかけ、各圏域別に1回目は『現在抱えている問題点や課題の洗い出し』、2回目はそれら課題の中で、特に『重点的・優先的に取り組むべき課題の抽出とその解決策の方向』について、検討を行ってもらいました。

その、検討結果の概要は、以下のとおりです。

1)問題点や課題

■全圏域で共通的にでてきた問題点や課題

① 高齢者問題

- ・一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等に対して、日常生活や緊急時に対する支援体制が十分ではない。
- ・引きこもり高齢者が増えてきているが、外に出す仕組みが十分ではない。

② 子ども・青少年問題

- ・産科がなく、安心して子どもを産める状況にない。
- ・通学時や放課後等に安心して子どもが遊べる場が少ない。
- ・子どもの虐待等を含め、親の学習や、地域で子どもを見守る体制が十分ではない。

③ 防災問題

- ・一人暮らし高齢者、障がい者等、緊急時の避難を支える体制が十分ではない。
- ・個人情報の問題がネックとなり、要援護者情報が地域で把握できない。
- ・防災放送が聞き取りづらく、障がい者への対応を含め、緊急時対応が十分ではない面がある。

④ 防犯・安全問題

- ・特に子どもの通学時における交通安全の確保が必ずしも十分ではない。
- ・若者の非行や犯罪等が増えている。
- ・不審者対応や防犯活動等、地域での取り組み活動が必ずしも十分ではない。

⑤ 自治会を中心にした地域コミュニティ形成の問題

- ・自治会への加入者が減少気味の傾向にある。特にアパート居住者の加入が悪い。
- ・高齢化に伴い、役員のなり手を含め、自治会の運営自体に支障がでてきている自治会もある。
- ・自治会や、その他の地域で活動する団体や民生委員等の相互連携が必ずしも十分ではない。

⑥ 社会福祉協議会、民生委員等の問題

- ・社会福祉協議会や民生委員等の存在が市民に必ずしも十分に知られていない。
- ・民生委員の活動負担が増えており、民生委員の確保や地域との繋がりが十分にできていない面がある。

⑦ 障がい者問題

- ・障がい者を地域で支えたり、受けいれる環境が必ずしも十分ではない。
- ・バリアフリー等、障がい者や社会的弱者に対する対応が十分ではない。

⑧ 行政の対応問題

- ・市民に開かれた行政対応が必ずしも十分ではない。

■その他普段の暮らしからの問題点や課題

① 道路・交通問題

- ・歩行者の安全が十分に確保されていない道路等がある。
- ・市民の足として、また、各種福祉施設を利用する上での交通（デマンドバス等）システムが十分ではない。

② 環境問題

- ・ゴミ出しや、ペットの糞処理等、住民ルールが必ずしも守られていない。
- ・緑の空間、工場対策、下水道等、生活インフラの環境が必ずしも十分ではない。

③ その他、町の活性化等

- ・空き家や空き店舗等を活用した地域の活性化を図るべきである。
- ・人口減を食い止めるためにも、若い世代が住みたくなるまちづくりを推進すべきである。

2) 重点的・優先的課題解決に向けた方策提案

① 高齢者に対する見守り体制づくり

【自助の取組】

- ・高齢者への声かけをし、会話の機会をつくるようにする。
- ・郵便受けや雨戸、電気等の動きを気にかける。
- ・自治会や老人会に積極的に参加するようにする。

【共助の取組】

- ・まずは、地域で見守るべき高齢者の情報を把握する必要がある。（個人情報保護法の壁）
- ・高齢者が集まりやすい・集まりたくなる場やプログラムを工夫する必要がある。
- ・自治会、民生委員、包括支援センター等、高齢者関連団体における情報交換の仕組みをつくる。

【公助の取組】

- ・個人情報保護法の緩和等、高齢者情報を把握するための手段を見直す必要がある。
- ・見守り活動の必要性を広報に載せる等、地域の見守りをサポートする必要がある。
- ・高齢者関連団体における情報交換の仕組みをつくるサポートをする。

② 子どもの見守り体制づくり

【自助の取組】

- ・子どもたちにあいさつや声かけをする。
- ・登下校時の子どもたちを見守るよう努める。
- ・子どもがいる家庭が困った時に助けられるような付き合いを日頃から心掛ける。

【共助の取組】

- ・子どもと高齢者といった世代間の繋がりを強化する。
- ・子どもの安全を確保するための、通学路の点検や安全な遊び場づくりを推進する。
- ・地域で子どもの見守りを行うコミュニティを形成する。

【公助の取組】

- ・登下校時の見守りの呼びかけ放送等で子どもたちを見守る。
- ・子育てがしやすい市になるよう子ども対策の充実。
- ・子どもが安心安全に遊べる場の確保が必要である。

③ 防災・防犯といった、安心して暮らせる生活環境の整備

【自助の取組】

- ・普段から近所の方々とお付き合いをする。
- ・家族での避難所の確認、非常食等の確保をしておく。
- ・防災訓練等に積極的に参加する。

【共助の取組】

- ・緊急時に必要な要援護者に関する情報を、地域で共有し管理する体制をつくる。
- ・地域住民で共有できる防災マップをそれぞれの地域で創り、緊急時に備える。
- ・玄関灯をともすことや、犬の散歩時のパトロール等、住民相互で防犯体制に取り組む。

【公助の取組】

- ・防災無線の改善。
- ・個人情報保護法を緩和し、災害弱者への対策を強化する必要がある。
- ・避難所の点検や防災訓練の日常化が必要。

④ 自治会を中心にした地域コミュニティの強化

【自助の取組】

- ・自治会未加入者へあいさつ等でコミュニケーションを図り、自治会加入を勧める。
- ・自治会員としての意識を高める。

【共助の取組】

- ・住民相互で自治会の仕事の軽減化を図り、自治会脱退者を少なくする。
- ・転入者等に対しては、行政の協力も得て自治会加入のメリットを伝える努力をする。
- ・自治会活動のプログラムの工夫や、自治会活動の拠点の場をつくる。

【公助の取組】

- ・市の広報などで自治会のPR等を載せる。
- ・自治会加入の意識を高めるように主導する。

⑤ 相互に支え合うために必要な個人情報の収集・管理体制の構築

【自助の取組】

- ・ 個人からの情報発信も必要。

【共助の取組】

- ・ 行政とともに、関係機関との連携の中で、要援護者に関する必要な情報の収集と適正な管理体制のあり方について検討する。

【公助の取組】

- ・ 個人情報保護法に対する緩和の検討が必要。
- ・ 特に災害時の個人情報の有効活用を検討する。



地区懇談会の様子

3. 関係団体ヒアリングの結果より

北本市内の地域福祉関連の団体や事業所に対するヒアリング調査を実施いたしました。なお、ヒアリングに出席できない団体や事業所も含め、事前アンケート調査も併せて行い、各団体や事業所等の立場からみた、現在の問題点や課題、及び今後特に重点的に取り組むべき事項について聞き取りを行いました。

その検討結果の概要は、以下のとおりです。

なお、その結果は、北本市全体に関わる事項と、団体や事業所固有の事項とに大別されました。

1) 問題点や課題

【地域全体の問題として】

① 福祉に対する市民意識の低さ

- ・福祉の心や精神が近年減退しているのではないかな。
- ・最近子どもや若者において社会的な責任感のなさが目に付く。

② 近隣の繋がりやコミュニティの希薄さ

- ・新旧住民に意識ギャップがみられる。
- ・世代間を繋ぐ仕掛けが弱い。
- ・高齢者の孤立化や見守り体制が弱い。
- ・子育てに関する地域との関係が希薄になっている。
- ・障がい者と地域とのコミュニティ形成の難しさ。
- ・団地内においても相互見守り体制が不十分であったり、団体ならではの死角がある。

③ 社会的弱者の居場所や受け入れ体制の不備

- ・家庭における介護力が低下している。
- ・障がい者の日中の居場所のなさ、災害時への不安、さらには将来への不安がある。
- ・社会的弱者の受け入れ体制が不備である。

④ 個人情報保護法による要支援者情報の遮断

- ・高齢者の実態把握が不十分。
- ・個人情報問題により、高齢者や要支援者の把握が困難になっている。

⑤ 福祉に関する情報の届きにくさ

- ・子育て情報がどこで入手できるのかわかりにくい。

⑥ 福祉資源を利用するための交通が不備

- ・市全体として住民の交通の足が不十分で、また事業所や福祉施設へのアクセスも十分ではない。

⑦ 防犯や危険箇所の存在

- ・まちが暗く防犯上危険箇所がある。
- ・信号機が不備で危険な箇所がある。

【団体や事業所の問題として】

① 福祉を支える団体の組織の脆弱化

- ・高齢者サロン、子育てグループ、ボランティア団体等、各種の会員数や参加者の減少がみられる。
- ・高齢化により自治会執行体制が脆弱化している。
- ・色々な団体がボランティア中心となっているため、運営体制の弱さがみられる。
- ・サロン活動のPRの弱さや内容の魅力が欠如している面もある。

② 福祉関連団体活動の受け入れ体制の不備

- ・ボランティア、青少年活動、食改等の活動の場を確保することが困難である。

③ 福祉サービス事業所の経営の厳しさ

- ・困難ケースの多様化を含め、事業所の事業量の増大による負担が大きくなっている。
- ・事業所として経営の難しさ・厳しさが大きくなっている。

④ 関係機関や組織間の連携の弱さ

- ・事業所間の繋がりや、あるいは事業所と地域との繋がりといったものが弱い。

⑤ 各種団体等の制度疲労等、制度問題の顕在化

- ・障がい者サービスの制度改善の必要性や、その他制度や団体の仕組み自体の問題が顕在化してきている。

⑥ 民生委員の負担の増大

- ・住民ニーズの多様化や個人情報問題、さらには民生委員へのなり手不足等、民生委員の負担が増大している。

⑦ 各種圏域設定のずれによる支障

- ・地域包括とコミュニティ圏域等、各種圏域の違いがあり必ずしも一体的な取り組みができにくい面がある。

2) 今後特に重点的に取り組むべき事項

【地域全体で取り組むべき事項】

① 福祉教育の充実

- ・子どもの頃からの福祉教育が重要である。

② 地域の相互支え合い体制づくり

- ・日常的な近隣のコミュニティ体制づくりが必要である。
- ・自治会への加入促進を図る必要がある。
- ・子どもの成長プロセスを通じた見守り体制が重要である。
- ・高齢者の孤立化防止や居場所づくり等、地域での支え合いが必要である。

③ 緊急時の弱者救済の仕組みづくり

- ・高齢者や要援護者の緊急時・災害時の支援体制が必要である。
- ・犯罪被害が増えており、事前の防止対策が必要である。

④ わかりやすい情報提供体制づくり

- ・住民の視点にたった、わかりやすい情報提供の工夫が必要である。

⑤ 共助・公助の役割分担の明確化

- ・ 共助は必要であるが、公助は何をやるのかといった役割分担の明確化が必要である。

⑥ 安全・安心なまちづくり

- ・ 気軽に外出したくなるようなまちづくりを推進する必要がある。
- ・ だれもが安全で安心できるまちづくりが基本となる。

【団体や事業所との関連で取り組むべきこと】

① 福祉を支える団体の組織力の強化

- ・ 各種団体活動そのものの魅力や活性化を考える必要がある。
- ・ 団体等を支えるボランティア体制の強化を図る必要がある。

② 団体や事業所間の連携体制づくり

- ・ 関係団体の連携のためのコーディネート機能が必要である。
- ・ 事業所活動充実のために、関連する情報の共有化が重要である。
- ・ 団体・事業所とともに各種社会資源のネットワークが重要である。

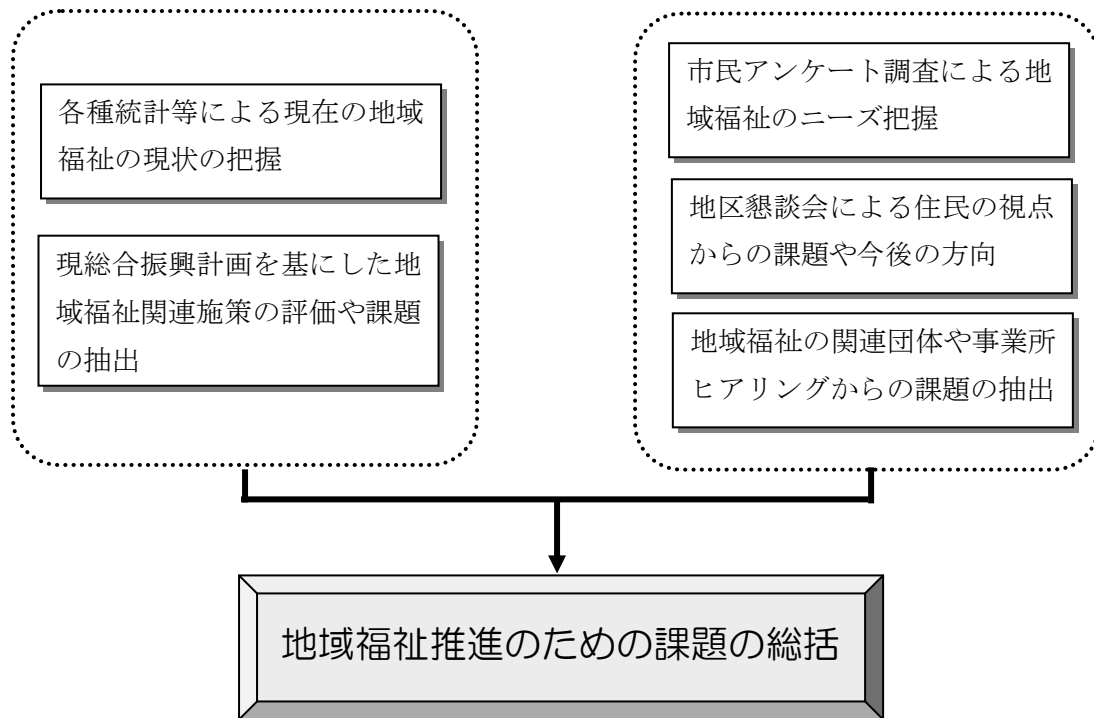
③ 事業所と地域との繋がり強化

- ・ 事業者・施設と地域との繋がりを図る仕組みづくりが必要である。

IV

地域福祉推進のための課題の総括

本計画策定にあたって、以下のような検討を進めました。



1. 地域福祉推進のための8つの課題

① 市民が相互に支え合う福祉のまちづくりを推進するという福祉の心について、市民が共有できる意識形成が必要である。

- ・ 北本市には年間 2,000 人以上の転入者があり、新たな住民とのコミュニティ形成を促進していく必要がある。
- ・ 子どもや高齢者に対する地域での見守りや、地域の行事やボランティア活動への参加等、地域で支え合う意識をより高めていく必要がある。
- ・ 子どもの頃からの教育や、世代間の繋がりの形成による、福祉の心の醸成が必要である。
- ・ 市内に立地する企業も“企業市民”として、積極的に地域への貢献を果たしていく必要がある。

② 子どもから高齢者まで、安全で安心して暮らせる環境づくりが必要である。

- ・ 市の人口は頭打ちから減少傾向になってきている。子育ての環境や子どもの安全等、医療面、交通安全面、防犯面等を含め、安心して子育てができる環境の充実を図っていく必要がある。
- ・ 高齢者が増えてきており、特に単身高齢者や高齢者のみ世帯、あるいは引きこもり高齢者等、要援護を必要とする人たちが多くなっているが、個人情報等の問題も含め、その実態が把握しづらいのが現状である。
- ・ 高齢者はもとより、障がい者、母子・父子家庭、低所得者等、社会的弱者に対して住みやすい地域づくりを推進していく必要がある。

③ 住民自治の基本となる自治会活動や、北本市の特色である8つのコミュニティ圏域を活かした地域コミュニティの再構築が必要である。

- ・ 高齢化に伴い、自治会組織の運営体制等の見直しが必要となっている地域がみられる。
- ・ 自治会、民生委員、老人会、その他地域における各種関連機関や団体との連携体制や、コミュニティ圏域としてのあり方を見直していく必要がある。
- ・ ゴミの問題、ペットのマナーの問題等、地域でのルールづくりを住民相互で形成していく必要がある。

④ 要援護者に対する日常的な見守りや、緊急時の支援体制の明確化が必要である。

- ・ 個人情報保護法の問題もあり、要援護者の実態が必ずしも把握できていない。
- ・ 各団体や機関で把握している情報の共有化が十分ではないため、必要な支援が有効に作用しない面がみられる。

⑤ 福祉に関する様々な情報が必要な人に届く提供体制づくりが必要である。

- ・ 市民にわかりやすい福祉に関する情報の内容の工夫を行う必要がある。
- ・ PRも含め、市民に届きやすい情報の提供体制の工夫を行う必要がある。

⑥ いつでも、どこでも、気軽に相談できる敷居の低い相談体制づくりが必要である。

- ・ 多様な相談の機会を求める市民ニーズは高く、市民の視点にたった相談体制づくりが必要である。
- ・ 極力身近なところに、気軽に相談できる相談の窓口づくりが必要である。

⑦ 福祉を支える各種団体やサービス事業者の育成と連携強化が必要である。

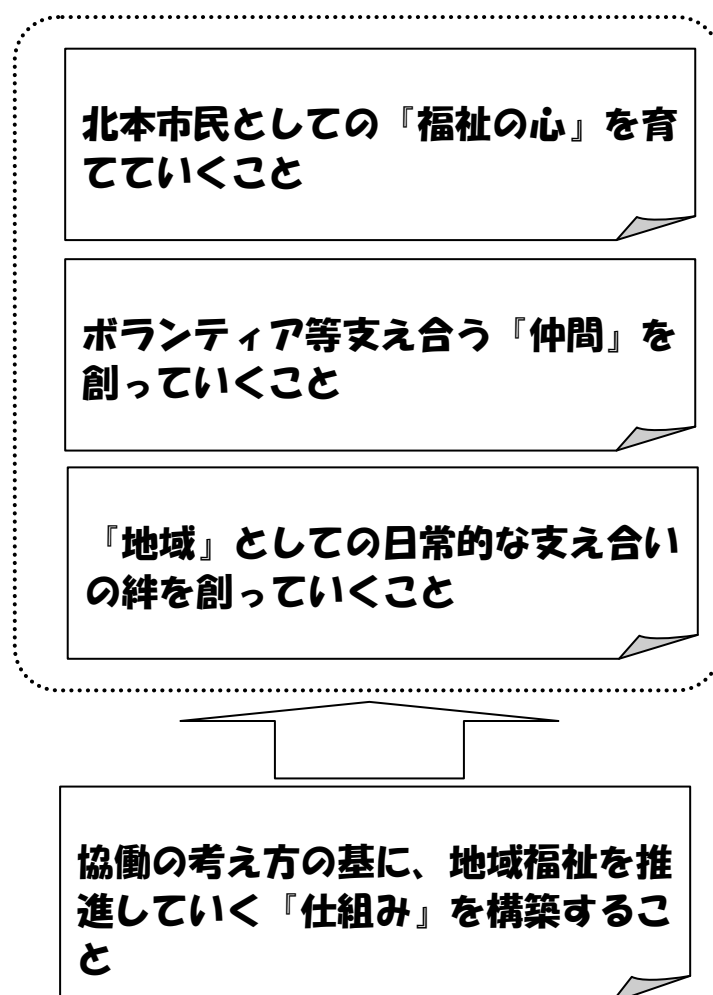
- ・ 福祉を支える各種団体の組織の脆弱化がみられ、活動内容の見直しや、これらを支えるボランティアの育成が必要である。
- ・ 団体間や事業所間の連携が必ずしも十分ではなく、福祉に関する情報の共有化を推進していく必要がある。
- ・ 社会福祉協議会や各種団体・事業所等が十分に市民に認知されていない面もみられ、効果的なPR対策が必要である。

⑧ 地域福祉を進めるネットワーク化の推進が必要である。

- ・ 各種福祉資源の横断的な連携・活用の仕組みづくりが必要である。
- ・ 行政内部での福祉に対するコンセンサスの形成と部門間連携が必要である。
- ・ 住民、地域、民間事業者、行政等、市民ぐるみでの取り組み体制づくりが必要である。

2. 課題から見えてきた今後の展開のキーワード

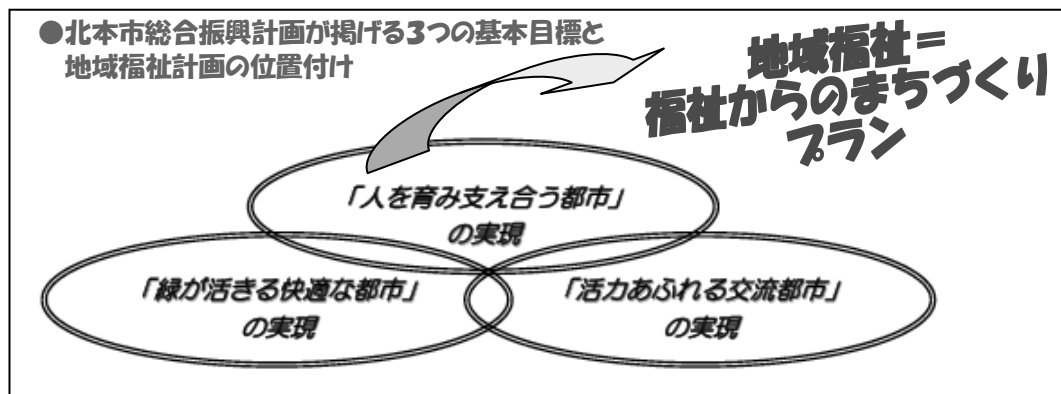
上記の8つの課題を踏まえ、地域福祉の展開を図る上で重要なキーワードとしては、次のように捉えることができます。



1. 理念

北本市の総合振興計画では、『緑にかこまれた健康な文化都市』を将来都市像とし、3つの基本目標を掲げています。

この中で、地域福祉は“人を育み支え合う都市”の実現”の基本目標達成のためのグランドデザイン（基本的なあり方を示す全体構想）としての役割を担うものであり、いわば“福祉からのまちづくりプラン”と捉えることができます。



また、地域福祉とは“ふだんのくらしのしあわせ”を考えることとも言われます。

即ち、福祉を単に弱者救済という考え方として捉えるのではなく、『日常生活の中で、相互に助け合い・支え合いながら、安心して、またそれぞれが生きがいを持って暮らせる住みよいまちづくりを進めていく協働の考え方』として捉えていく必要があります。

そのことを北本市民が意識として共有し、北本市の一つの“地域文化”として高めていくことをめざすものです。

このような考え方から、次のものを理念として掲げます。

<北本市地域福祉計画の理念>

ふだんのくらしのしあわせを
市民がみんなで育てる『福祉文化のまち』きたもと

2. 基本的な視点

理念である『**ふ**だんの**く**らしの**し**あわせを市民がみんなで育てる「福祉文化のまち」きたもと』のまちづくりを推進するための基本的な視点は次の4つとします。

視点 1

福祉の心を育てる

福祉に関する住民一人ひとりの理解が基本となります。そのためには小さい子どもの時からの福祉教育への取り組みや、生涯学習の一環として各ライフステージにおいて福祉についてみんなが学び・実践していくことが重要です。

また、個人の尊厳と権利を守ることにについて、その考え方や仕組みづくりについても整えていく必要があります。

視点 2

仲間を育てる

北本市が相互に交流し助け合い・支え合う中で、お互いが仲間であるという意識形成を図っていくことが重要となります。

また、その推進には人材が鍵となり、ボランティアや各種NPO、さらに医療機関や企業といった支える人材や団体を育て、連携を強化していく必要があります。

視点 3

地域を育てる

東日本大震災は、日常的な地域の絆の大切さを教訓として教えてくれました。日頃からのお付き合いや助け合いの仕組みをしっかりと構築していくことが、地域における重要なテーマとなります。

向こう三軒両隣の近隣の繋がり、あるいは自治会等を中心にした日常生活圏での繋がりといった地域ネットワークの形成を図っていく必要があります。

視点 4

仕組みを育てる

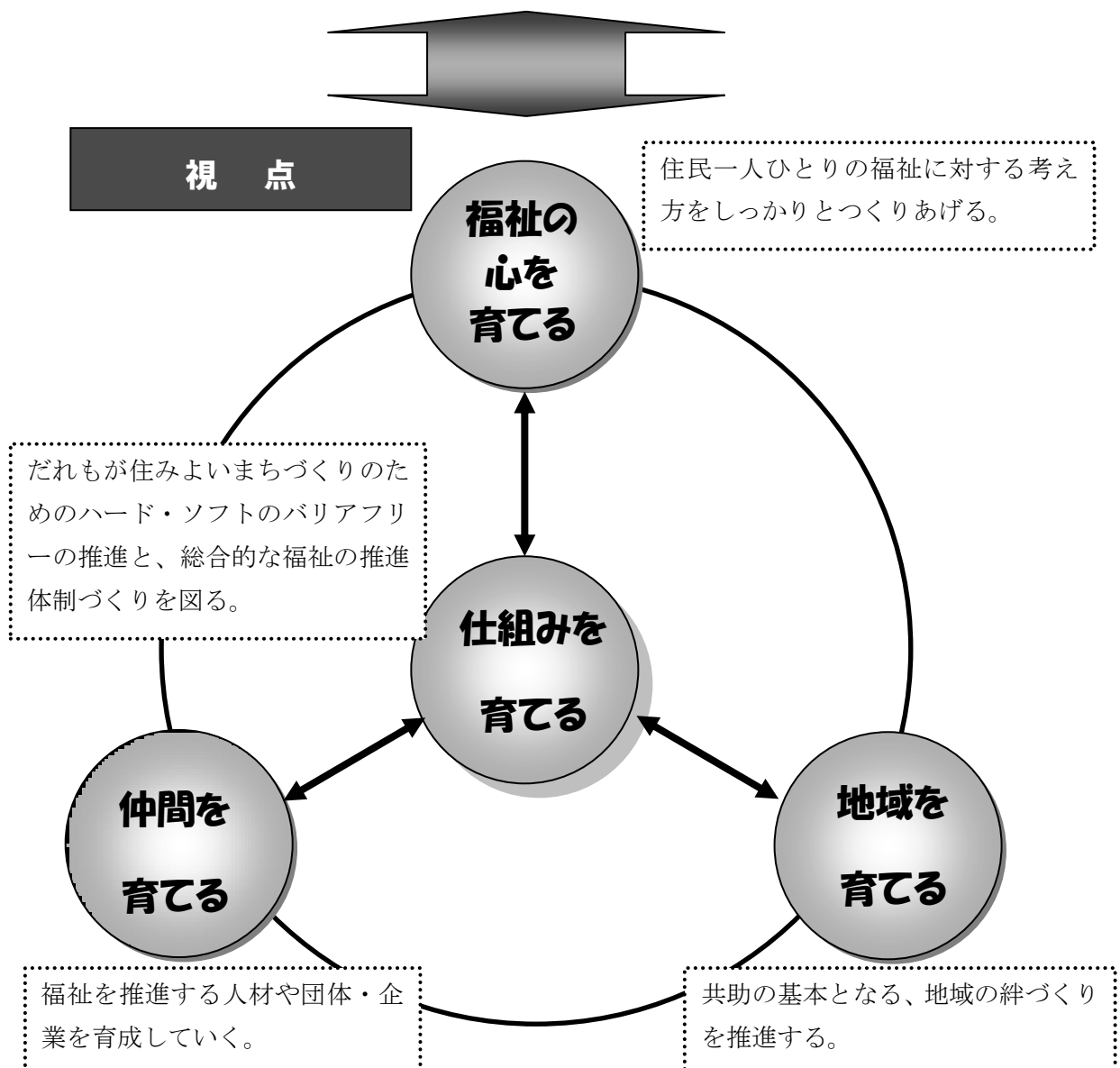
個人・仲間・地域といった広がりの中で、北本市全体としての地域福祉の推進の仕組みづくりが必要です。まち全体をハード・ソフトのバリアフリー（障壁がない）の観点から再点検・整備していくとともに、市民だれもがわかりやすく利用しやすい相談・情報提供体制や、市全体としての支え合いネットワークの仕組みを形成していく必要があります。

● 理念と4つの視点

理 念

ふだんのくらしのしあわせを
市民がみんなで育てる『福祉文化のまち』きたもと

視 点



3. 施策の体系

施策の体系は次のとおりです。

● 施策の体系



4. 自助・共助・公助の協働による地域福祉推進の考え方

地域福祉を推進していくためには「自助・共助・公助」による役割分担と協働の取り組みが基本となります。

それぞれの基本的な考え方は次のように捉えることができます。

自助：自分で自分のことを助けることです

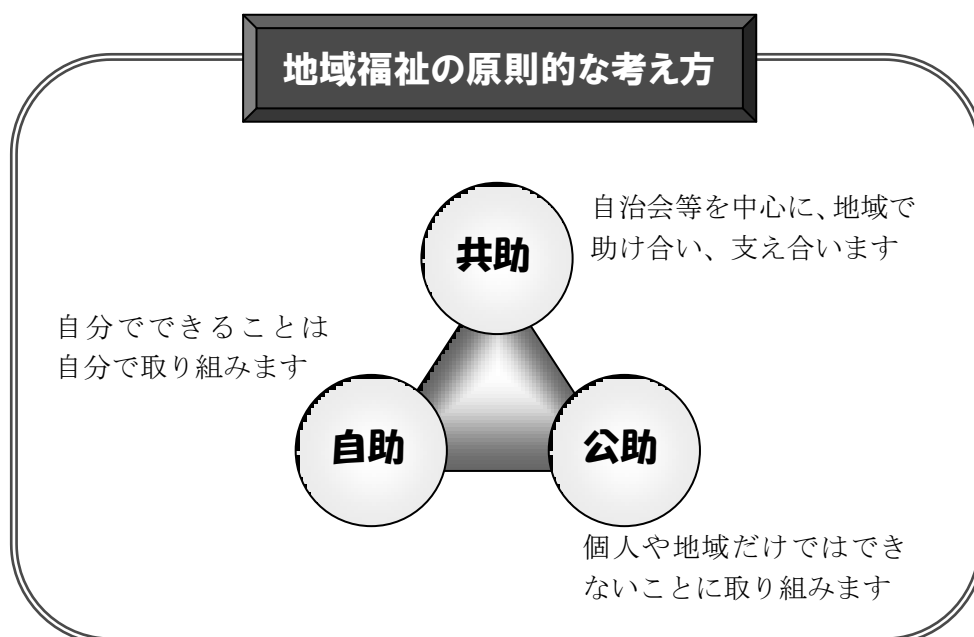
自らのこと、あるいは家庭における生活上の安全や家族の見守りなど、自分でできることは、まずは自分で積極的に取り組むことです。

共助：地域でともに助け合うことです

個人にできることには限界もあります。例えば災害があったとき、自分の身は自分で守るのが原則ですが、お年寄りや障がい者に対しては近所の人助け合いが必要となります。このような地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）や民間非営利活動・事業、ボランティア、住民活動、社会福祉法人などによる支え合いで、地域としての暮らしを守っていくことです。

公助：市全体の福祉の基盤的なサービスを推進するために公が取り組むことです

市民が安全・安心に暮らすことができるよう、公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービスを提供したり、市全体としての福祉の推進のために必要な仕組みづくりなど、行政でなければならないことは、行政がしっかりと取り組んでいくことです。



1. 福祉の心を育てる

現況と課題

北本市は首都近郊型の都市として発展してきました。その間、従前は当たり前のようにあった、“お互い様”的な地域住民の支え合う気持ちが、新たな住民の転入や、ベッドタウン的な性格が強まるとともに、徐々に薄れてきたのも事実です。

本計画策定にあたって実施したアンケート調査でみると、「地域に助けられた、支えられたと感ずることがあるか」について、「ある」というより「ない」という回答が倍になっています。また、8つの圏域別に実施した地区懇談会でも、家庭教育も含めて、子どもや若者の福祉に対する意識の低下も指摘されています。

北本市では、学校教育、公民館活動、あるいは市民大学の開催等を通じ、小さい子どもから大人まで、福祉に関する様々な学習事業に取り組んできましたが、学校教育と社会教育との連携や指導者の育成や人材スタッフの課題等があり、今後さらなる福祉に対する意識の啓発と、ともに支え合うまちづくりを推進していく必要があります。

施策の体系

福祉の心を 育てる	北本市民の福祉意識 の形成	①福祉に対する理解の促進と福祉理念の共有 ②日常的なふれあいの中での福祉意識の形成
	子どもから大人まで 取り組む福祉教育	①家庭における福祉教育の推進 ②学校教育での福祉教育の推進 ③生涯学習での福祉教育の推進
	一人ひとりの尊厳や 人権を守る	①日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用 促進 ②虐待防止の見守りネットワークづくり

施策の方向と主な取り組み

1)北本市民の福祉意識の形成

①福祉に対する理解の促進と福祉理念の共有

市民にとって福祉が、身近に、当たり前意識されるものとなり、北本市の文化として根付かせていくために、9月に開催している「福祉まつり」といったイベントや、各種広報活動等を通じて、子どもから高齢者まで“自助・共助・公助”の考え方を育むまちづくりを推進します。

②日常的なふれあいの中での福祉意識の形成

向こう三軒両隣といったご近所同士の住民による見守りや、地域で支えることについての意識の啓発を図ります。また、自治会、民生委員、ボランティア団体、各種福祉サービス事業所等との連携を強化し、様々な交流機会を活用し、だれもが安心して暮らすという理念の共有化を図ります。

2)子どもから大人まで取り組む福祉教育

①家庭における福祉教育の推進

各学校のPTAが企画する家庭教育学級への活動場所等の支援や、幼稚園保護者対象の幼稚園家庭教育講演会を行っていますが、今後さらに指導者の育成を含め、家庭における福祉の教育力の向上について支援していきます。

②学校教育での福祉教育の推進

学校教育の中で、個人の尊重、命の尊厳、いたわり合いの大切さ等について、みんなで考え、みんなで学び合う教育機会の充実を推進します。

③生涯学習での福祉教育の推進

社会福祉協議会が取り組んでいるボランティア講座や体験プログラム、社協だよりの「やさしい手」等の各種活動や広報を通じて、市民への福祉の心を育てる意識を高めるとともに、企業等においても従業員教育の一環として福祉教育のプログラムの導入等、市民ぐるみでの福祉教育の向上に努めます。

3)一人ひとりの尊厳や人権を守る

①日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進

日常生活に不安のある人が、その人の尊厳が守られ、また、地域で自立した生活を送れるように、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図り、相談体制を充実します。

②虐待防止の見守りネットワークづくり

子ども、高齢者、障がい者等への虐待といったものが、表にでにくい状況がみられることから、要保護児童対策地域協議会、地域ケア会議や自立支援協議会の活動をはじめ、民生委員や自治会等の身近な地域での日常的な見守り活動を推進します。



<参考資料>

◆市民アンケート調査結果より◆

- ・福祉の心は多彩な花びらの集まり、総体的に向上をめざす。
- ・老人ホームへ中学生のボランティアをお願いして1時間でも良いので参加させ、思いやりの心を育ててもらいたい。
- ・広報等を通じて良識やマナーアップを訴えてほしい。優しい心が良い福祉社会を育てていくと思う。
- ・地域活動の活発化など、いわゆる地域の教育力、福祉の充実を図っていくことは必要。
- ・重度の障がい児も受け入れてくれると、素晴らしい市だと胸を張れる。
- ・これからは行政に何かを委ねるのではなく、もっと関心を持ち、参加していくべきだと思う。

◆関係団体ヒアリング結果からの課題◆

- ・市民の福祉に対する心や精神の減退がみられる。
- ・子どもの頃からの福祉教育が必要。

◆地区懇談会での声◆

- ・子どもの頃からの福祉教育が必要。
- ・世代間の繋がりの中で福祉の心が芽生えるような仕組みが必要。
- ・市民のボランティア意識の高揚対策が必要。

2. 仲間を育てる

現況と課題

日常生活や地域に内在する様々な福祉の問題にきめ細やかに対応していくためには、行政による公的なサービスだけでは充分に行き届かない状況にあり、自治会やボランティア、あるいはNPO等の団体が展開するサービスが重要になってきています。昨今、“新しい公共(*)”という言われ方をしますが、市民・行政・事業者等がそれぞれの役割分担と連携の中で、地域それぞれの福祉課題に対応していくことが求められています。

本計画策定にあたって実施したアンケート調査でみると、「参加している地域活動団体」では、ボランティア団体への参加率は2.8%と非常に少なくなっています。また、関係団体ヒアリング調査では、福祉を支える団体の組織としての脆弱さや、組織間の連携の弱さも指摘されています。

北本市では、社会福祉協議会が中心となってボランティアやNPO活動の支援に取り組んでいますが、これらの活動がまだ市民に充分に認知されていない面もアンケートなどからうかがえます。今後、ボランティア等への市民意識の啓発とともに、福祉を支える団体をサポートするための支援体制を強化していく必要があります。

施策の体系

仲間を育てる	地域活動・ボランティア活動の活性化	①ボランティア団体の育成 ②気軽に地域活動に参加できるシステムづくり ③「新しい公共」の考え方の導入・普及
	福祉を支える人材・団体の強化	①地域の人材の発掘・活用 ②当事者団体・支援団体の育成強化 ③人材育成のための研修会の充実
	ネットワークによる福祉資源の有効活用	①各種の福祉関連資源の相互連携による有効活用 ②医療機関、企業等との連携体制づくり

(*)「新しい公共」とは

これまでの公共サービスは、行政が管理的に提供する立場、市民は供給される立場であったものが、市民も公共サービスの提供者になることであり、また、それに対して行政は市民に場を提供し、信頼し、権限を移譲していく関係をいいます。

1)地域活動・ボランティア活動の活性化

①ボランティア団体の育成

まずは、市民のボランティア参加を促進するための広報等の活動を強化します。さらに、ボランティア団体や自主サークル等の各団体の横の繋がりを強化するとともに、活動の場の確保や各種情報提供体制を充実し、組織強化の支援を図ります。

②気軽に地域活動に参加できるシステムづくり

身近な地域におけるサロンの場の形成など、各世代の人々が、地域活動やボランティア活動の場において交流できる仕組みをつくることで、高齢者のみならず、子どもや若者、さらには外国人等それぞれのライフステージにおいて、気軽に、積極的に参加できる地域ネットワークをめざします。

③「新しい公共」の考え方の導入・普及

行政の提供する公的サービス（フォーマル・サービス）とともに、これからはNPO等、非公的サービス（インフォーマル・サービス）についても地域福祉の推進にとって極めて重要であることから、行政や企業も含めた協働・連携による「新しい公共」の体制の構築を図ります。

2)福祉を支える人材・団体の強化

①地域の人材の発掘・活用

各地域には、多様な経験・知識を有した人や、ボランティア志向が高い人がたくさんいますが、地域活動への参加の関わり方がわからない方も多く見受けられます。それらの人材を発掘するためにボランティアに関する地域人材リストを整備し、人材の発掘と活用に努めます。

②当事者団体・支援団体の育成強化

日常生活に困難を抱える当事者が構成する団体の活動を支援するとともに、その当事者を支える人々の活動も含め相互理解や協働的な取り組みをサポートする体制の充実をめざします。

③人材育成のための研修会の充実

福祉に携わる専門職の育成や質的向上を図るため、研修会等の継続開催に努めます。また、地域福祉推進のリーダー・コーディネーターとなる人材の養成・支援を推進します。

3)ネットワークによる福祉資源の有効活用

①各種の福祉関連資源の相互連携による有効活用

地域には、子ども、高齢者、あるいは障がい者の各種支援グループや施設等の資源がありますが、現状ではそれらの資源間の繋がりが必ずしも充分ではありません。これらの資源の相互連携を図り、より効率的・効果的な活用を促進します。

②医療機関、企業等との連携体制づくり

市内に立地する医療機関は直接患者さんと向き合い、治療のみならず各種のサービスを実施しています。また、各企業も地域への様々な貢献活動を展開しています。今後は、福祉の観点からの支援が必要な人と活動したい人を繋ぐコーディネート機能^(*)を強化し、これら医療機関や企業との連携体制の強化を図り、地域福祉の推進により効果的に作用するように努めていきます。

(*)「コーディネート機能」とは

当事者のニーズに合致したものを探したり、複数の当事者のニーズを組み合わせることで当事者にとって最適な合意点を探し出し、実行する働きです。「連絡調整」だけでなく「情報提供」「マッチング」「相談」「企画・設計」などの意味を含めて使われています。



<参考資料>

◆市民アンケート調査結果より◆

- ・ボランティア、コミュニティ団体の行事内容を知らせることも必要だと思う。
- ・地域でのボランティア講習が必要だと思う。高齢者もコミュニティの人のボランティアには安心感があるような気がする。
- ・ボランティアも仕事があるので休日にできる短時間のものがあると良い。
- ・ボランティア活動には関心を持っているが、なかなかきっかけがつかめない。市の呼びかけがあれば参加したい。
- ・高齢者世帯が増えているため、住民同士の繋がりが少ない昨今、早急に民生委員が独居高齢者宅を把握して地域福祉ネットワーク作りが必要と痛感している。
- ・社協が地域活動とも関係があることを今回初めて知った。具体的にどんな時にどんなことをやっているのか、今の自分にも関係あるものなのか、改めて知りたい。

◆関係団体ヒアリング結果からの課題◆

- ・団体活動の内容が魅力的かどうかの検証も必要。
- ・各種団体や事業所でボランティアの役割は大きい、ボランティアが育ちにくい。
- ・地域間、世代間の繋がりが弱い。

◆地区懇談会での声◆

- ・市民のボランティア意識の高揚対策が必要。
- ・市全体での住民、地域、事業者、関連機関等との協働体制づくりが必要。
- ・元気高齢者の積極的な社会参加・社会貢献の仕組みが必要。

3. 地域を育てる

現況と課題

地域コミュニティは、市民にとって身近な支え合いの共同体であり、北本市においては8つのコミュニティ圏域を設定し、地域の様々な活動に取り組んでいます。また、最も基礎的な住民自治組織である自治会は現在 111 自治会があり、それぞれの活動に取り組んでいます。新しい住民の自治会への未加入問題や自治会役員のなり手問題などを抱えてもいます。さらには、最近では高齢者やなかなか地域に出ていかない方等の孤立化の問題もあり、いかに地域で見守り体制を創っていくかということが問われています。

本計画策定にあたって実施したアンケート調査で近所との付き合いの程度についてみると、日常的な繋がりを持っている層は約 39%、あいさつをする程度であまり関わり合いを有していない層は約 60%となっていて、近所付き合いは決して高い状況にはなっていません。また、8つの圏域別に実施した地区懇談会でも、各圏域共通して地域コミュニティの低下が指摘されています。

北本市では、8つのコミュニティ圏域を中心に様々なまちづくりに取り組んでいくことが基本的な方向となっており、地域福祉の面でも、この圏域を母体とした地域コミュニティの強化を図っていく必要があります。

施策の体系

地域を育てる	地域の課題や可能性の共有化	①定期的な福祉のまちづくりワークショップの開催
	自治会を中心とした8つのコミュニティ圏域の活用	①自治会活動の充実 ②見えない要支援者の発見 ③支部社協を中心とした圏域コミュニティの充実
	緊急時にも安全・安心な地域づくり	①日常的な安全・安心の確保 ②緊急時対応の体制の構築

施策の方向と主な取り組み

1)地域の課題や可能性の共有化

①定期的な福祉のまちづくりワークショップの開催

身近な地域の現状や課題を地域住民がまずは知ることが大切です。その現状を認識した上で、市民自ら何ができるか、地域で何ができるかについて、問題意識を共有化できるような環境整備を図っていく必要があります。本計画策定において、8圏域別のワークショップを開催しましたが、今後とも、このような場を継続的に開催し、地域住民が自ら考え、自ら行動を起こす仕組みづくりを整え、そのための各種支援を行っていきます。

2)自治会を中心とした8つのコミュニティ圏域の活用

①自治会活動の充実

自治会における各役員間の連携等を促進するなど、困っている人を周囲の人がみんなで支え合い、助け合う、地域の実情に沿った見守りや自治会活動となるよう支援します。また、自治会と各種関係機関・団体との横断的な連携体制づくりを促進します。

②見えない要支援者の発見

民生委員を中心に、自治会や関係機関との連携を密にし、引きこもり・閉じこもりや、家庭内暴力、虐待等、見えない要支援者を地域コミュニティの中から発見し、要支援者の情報が集まる仕組みを整備します。

③支部社協を中心とした圏域コミュニティの充実

北本市では、8つのコミュニティ圏域単位で、社会福祉協議会の支部が構成されています。身近な生活圏としては、この8つのコミュニティ圏域が基礎単位となります。現在既にこの支部社協を単位として各種の福祉活動が展開されていますが、今後はさらに圏域内連携を強め、圏域コミュニティの充実を図ります。

3)緊急時にも安全・安心な地域づくり

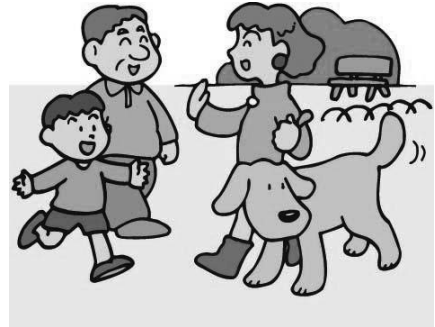
①日常的な安全・安心の確保

自治会単位で、それぞれの地域の見守りシステムについてのルール化の検討や、例えば電気・水道等の点検事業者との連携など、住民・行政・関連事業者等が一体となって、常に相互の見守りができる体制を工夫していきます。

②緊急時対応の体制の構築

災害時に支援を必要とする方の情報を整理するとともに、個人情報の問題に対しては十分配慮した中で、関係機関との共有体制のあり方について検討・整備します。

また、災害が起きたときの避難について、避難支援プランを策定し避難支援体制を整備します。



<参考資料>

◆市民アンケート調査結果より◆

- ・学区とコミュニティの区域が違ってとまどう。
- ・北本市に越して来た時に役所等で自治会に入会を促してほしい。
- ・地域活動に関して自治会任せのような気がする。自治会にしても十分その活動に対して、機能しているとは言えず、ただの仲良し集会。今後の高齢化社会を考えると、地域社会（コミュニティ）としてはとても不安。
- ・自治会未加入者、脱会者の減少対策を考えていく必要がある。北本市民イコール自治会員の原則の強制、徹底を図らなければ福祉社会の基礎となるコミュニティ活動の活発化は無理。
- ・地域社会や自治会に若者は無関係という態度が多い感じがする。
- ・突然だれかの助けを必要とした時に、地域や行政でこんな手助けができるという情報を知っていれば安心。これからも情報の発信と地域の支え合い等を充実してほしい。

◆関係団体ヒアリング結果からの課題◆

- ・地域包括のエリアとコミュニティ圏域のエリアの違いによる活動の不一致がある。
- ・地域の基本的な組織である自治会への加入者が増えない。
- ・団地内においても相互の見守り体制が不十分。

◆地区懇談会での声◆

- ・コミュニティ圏域と避難のための地域の区分等の不整合に対する検討。
- ・自主防災組織、防犯パトロール体制の強化。
- ・公民館の利用促進による交流促進が必要。
- ・自治会と他の関連団体や機関との連携体制が必要。
- ・自治会活動自体の見直しも必要。

4. 仕組みを育てる

現況と課題

地域福祉の基本は、「**ふ**だんの**く**らしの**し**あわせ」とも言われます。そのためには、だれにとっても障壁がない、社会やまちづくりの仕組みが必要です。単に、ハード的な障壁のみならず、心の壁、あるいはだれでも届く情報の仕組み、いつでも気軽に相談できる体制づくりもとても大事な点になります。

本計画策定にあたって実施したアンケート調査でみると、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要なことでは、「福祉に関する情報提供を充実させること」が特に強く求められています。また、8つの圏域別に実施した地区懇談会では、情報提供の問題とともに、住民の足としての交通問題や相談体制の問題点等が各地区で指摘されています。また、関係団体ヒアリングでは、団体や事業者間との繋がりとともに、地域との繋がりの必要性が指摘されています。

北本市では、駅周辺のバリアフリー化への取り組みなど、市民が多く集まる場や施設についての整備に取り組んでいますが、今後とも、ソフト面のバリアフリー化や、庁内はもとより市全体としての地域福祉推進のための総合的な連携体制づくりを推進していく必要があります。

施策の体系

仕組みを育てる	市民だれもが暮らしやすいまちづくり	①ユニバーサルデザイン ^(*) の考え方の普及 ②だれでも自由に移動できる交通システムの充実
	利用者の視点にたった相談・情報体制の充実	①だれでも相談しやすい体制の充実 ②わかりやすい情報提供体制の充実
	地域福祉推進のための総合的な体制づくり	①保健・医療・福祉の連携 ②福祉の関係機関の連携 ③社会福祉協議会を中心とした福祉活動の展開 ④庁内の組織連携の強化

(*)「ユニバーサルデザイン」とは

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のことで、まちづくりの観点では、歩きやすい道、移動しやすい交通手段、あるいはだれでもわかりやすい情報伝達方法等、ハード・ソフトの両面からのやさしいまちづくりという意味のことを指します。

施策の方向と主な取り組み

1)市民だれもが暮らしやすいまちづくり

①ユニバーサルデザインの考え方の普及

だれもがまちの中で不自由なく社会生活が営めるように、限られた財源の中で効果的な事業推進を図るため行政と事業者が連携し、ユニバーサルデザインに基づく地域づくりを推進します。

②だれでも自由に移動できる交通システムの充実

現在デマンドバスの運行を行っていますが、今後とも高齢者や障がいがある人などでも、日常生活を送るうえで支障がないように移動手段の確保ができるようなコミュニティ型輸送システムなどのあり方についてさらに検討を進めます。

2)利用者の視点にたった相談・情報体制の充実

①だれでも相談しやすい体制の充実

どの窓口でも相談や苦情解決等が可能となるような保健福祉の総合相談体制の確立を視野に入れた検討をしていきます。特に本人や家族を中心とした相談・支援体制の強化に努めます。

また、高齢者、障がい者、子育てをしている人などが、利用しやすいように窓口情報の連携を強め、相互が連携したサポート体制の強化を図ります。

さらに、極力身近な場所での相談体制として、地域包括支援センター、相談支援事業者、子育て支援センター等における相談受付を充実させていきます。

②わかりやすい情報提供体制の充実

住民が抱える問題は多様化しており、その内容が複数の福祉行政領域にまたがるようなケースも少なくないため、保健・医療・福祉の各関連部門が保有するあらゆる情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制を構築するとともに、利用者にとってわかりやすい情報提供のあり方を工夫します。

また、国、県とも連携し、利用者が事業者を選択でき、安心してサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者のサービス内容や水準の公開化を図っていきます。



3)地域福祉推進のための総合的な体制づくり

①保健・医療・福祉の連携

保健・医療・福祉サービスの連携体制を強化し、地域医療の充実に努めるとともに、終末期の在宅ケアなどの医療連携を図ります。

②福祉の関係機関の連携

自治会や民生委員といった住民生活に身近に接している組織や人々とともに、社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO法人、さらには警察や消防署などの関係機関相互のさらなる情報連携を図り、地域全体としての福祉ネットワーク体制を強化します。

③社会福祉協議会を中心とした福祉活動の展開

地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会との連携強化に努め、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との相互連携を図っていきます。

④庁内の組織連携の強化

行政内の関連部局による情報の共有化を進め、様々なセクションが一体となって「福祉のまちづくり」に取り組める体制づくりを推進していきます。

<参考資料>

◆市民アンケート調査結果より◆

- ・障がい者も健常者も同じような生活、サービスが受けられるような住みやすく、住みやすい街になってほしい。福祉の街北本をめざして。
- ・バスの本数を増やす等、交通整備してほしい。
- ・困っていてもどこへ相談したらよいのかわからない。情報が全く届いてこないのが残念。
- ・元気な高齢者がお互い話し相手、悩み相談、同じ趣味の人たちで助け合うことが必要だと思う。
- ・相談コーナーを土日どちらかにも設けてほしい。
- ・ホームページで、公共施設の情報を写真付き、広さや利用料金等しっかり掲載してほしい。
- ・飲食店等で地域の方々と色々な情報交換ができるとコミュニケーションも深まると思う。
- ・個人情報保護法とプライバシーが混同し重要な情報の提供に支障となっている。

◆関係団体ヒアリング結果からの課題◆

- ・個人情報問題によって、要支援者の把握が困難になっている。
- ・事業所・施設と地域の繋ぎの仕組みづくりが必要。

◆地区懇談会での声◆

- ・まち全体でのバリアフリー対策が必要。
- ・各種情報の入手方法がわかりづらく、市民にわかりやすい提供体制が必要。
- ・各種情報の開示体制の充実が必要。
- ・気軽に相談でき、土日でも対応可能な窓口が必要。
- ・個人情報保護法への過剰反応による要支援情報の入手困難対策が必要。

1. 重点的に取り組む視点

ここでは今後特に、重点的・優先的に進めていく視点を示します。

この視点については、アンケート調査、地区懇談会、関係者ヒアリング等から、市民ニーズとして特に強く挙げたもの、あるいは、今後の地域福祉を推進していく上で、特に重要なものの観点から取り上げています。

その視点は次のものです。

- **視点1**：日常的な見守りや緊急時における要援護をスムーズに行うには、『要援護者の情報の共有化』が必要である。
- **視点2**：地域福祉を支えるには地域に住む一人ひとりの力、また、福祉活動に事業として取り組んでいる専門の方々等、『人の力』が重要であり、人材育成の強化が必要である。
- **視点3**：市民、自治会等地域の各種組織、サービス事業者、行政等、関連する横の繋がりがなくしては効果的な活動が行えず、『相互連携の仕組みづくり』が必要である。



2. 市民・事業者・市の協働による計画の推進

市民みんなで育てる「福祉文化のまち」を実現するためには、市民、事業者、市がそれぞれの分野において、主体的・積極的に役割を果たし、社会全体で計画の実現に向けた取り組みを行う必要があります。

市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、自らが地域を構成する一員であることを認識することが必要です。身近なところで、何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉が実現されることが期待されます。

本計画検討のプロセスの中で行った、地区懇談会は住民相互の意識や問題点等を共有する機会としては大きな意味を持ったものであり、今後このような機会をさらに発展させていくことが大切なこととなります。

事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により総合的なサービス提供に取り組むことが求められます。

また、地域の企業などにおいても、企業市民という考えのもと、積極的に地域福祉活動に参加することが重要となります。

さらに、関係団体ヒアリング等を通じて明らかになったように、事業者間相互の繋がりが少なくとも現状では十分ではなかったことを踏まえ、事業者間の連携、さらには他部門との連携等に積極的に取り組んでいくことが大切なこととなります。

市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが必要となります。

市民及び事業者の地域福祉活動に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

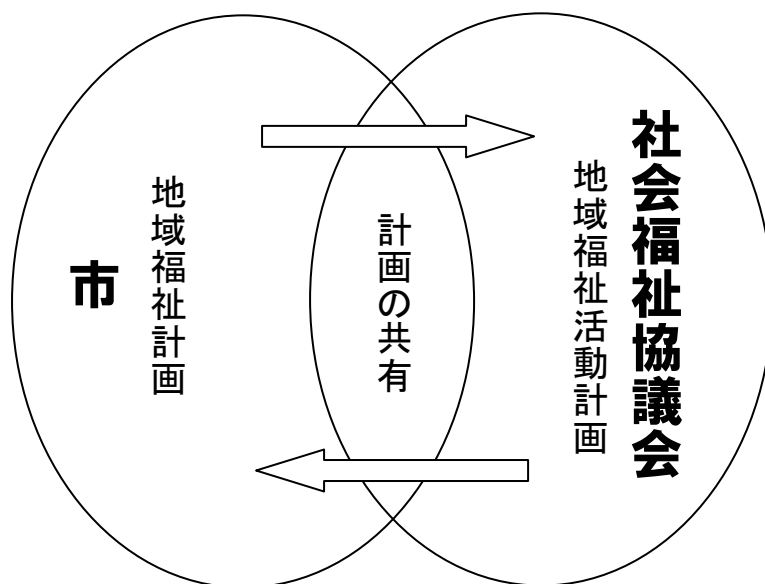
また、職員が常に市民意識を持ち、従来のやり方にとらわれることなく、市民の信頼を得ながら、ともに知恵と汗を出し合えるような“市民と協働で取り組む職員”の育成に努めます。

3. 社会福祉協議会との連携による推進

社会福祉協議会は、平成 12 年の社会福祉法の改正により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられました。

本計画の基本理念や施策を実現するためには、地域活動への幅広い市民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会と連携した展開が重要となります。

市は、社会福祉協議会の活動に対し積極的な支援を行っていくとともに、社会福祉協議会では、地域福祉活動計画において、地域住民やボランティア団体等を主体としたボランティアの自主的・自発的活動を支援するための計画を策定し、より地域に密着した活動に取り組んでいくことが大切になります。



地域福祉計画とは

○市町村が策定する行政計画で、「総合振興計画」に示されている基本構想を踏まえ、福祉分野の各種計画を総合化し、各種の計画の上位に位置付けされる「福祉版総合計画」です。関連計画と連携しながら「福祉の観点」からまちづくりを進めていくような性格の計画となります。

連携

地域福祉活動計画とは

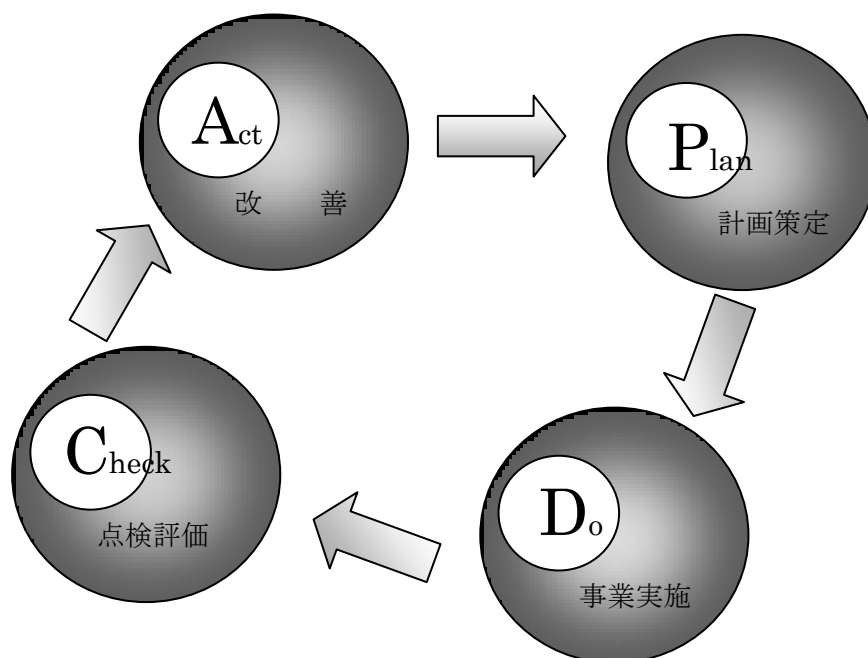
○社会福祉協議会が呼びかけて福祉活動を行う、地域住民やボランティア団体等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心にした地域福祉を推進するための行動計画です。

4. PDCAサイクルによる計画の推進

本計画は「北本市地域福祉計画策定委員会」が中心となり、市民への福祉に関するアンケート調査、ワークショップ等による地区懇談会、さらには各種関連団体等に対するアンケート調査やヒアリング調査等の意見を踏まえ、市民の視点にたった計画づくりに取り組んできました。

次年度以降の展開としては、「P・D・C・A」(*)の考え方にに基づき、計画の進捗状況や必要な見直し等について協議する組織を設けます。そして、福祉を取り巻く環境や制度の変化に対応するために新たな展開を検討し、次期計画に反映させていきます。

● P・D・C・Aの考え方



(*)「P・D・C・A」とは

Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)を繰り返し行って事業を推進していく考え方。

資料編

1. 策定経緯

平成 23 年度		
6 月 23 日	起業	北本市地域福祉計画策定委員会の設置等
9 月 1 日	契約締結	北本市地域福祉計画策定業務委託契約の締結
10 月～11 月	アンケート調査	北本市地域福祉計画策定に向けてのアンケート調査の実施
1 月 17 日	第 1 回策定委員会	地域福祉計画の策定について アンケート調査概況報告について 北本市の地域福祉を取り巻く状況について
2 月 7 日	第 1 回策定会議	地域福祉計画の策定について アンケート調査概況報告について 北本市の地域福祉を取り巻く状況について
平成 24 年度		
4 月 26 日	第 2 回策定会議	北本市の地域福祉に関する関連施策の評価と課題について 地区懇談会・関係団体ヒアリングの進め方について
5 月 10 日	第 2 回策定委員会	北本市の地域福祉に関する関連施策の評価と課題について 地区懇談会・関係団体ヒアリングの進め方について
5 月 19 日 ～ 5 月 27 日	第 1 回地区懇談会	各地区における問題点や課題の洗い出し
6 月 7 日 ～ 6 月 12 日	関係団体等ヒアリング	北本市の「現状・問題点・課題」と「今後優先的に取り組むべき施策」について
6 月 16 日 ～ 6 月 24 日	第 2 回地区懇談会	重点的及び優先的課題に対する解決策の検討
6 月 29 日	第 3 回策定会議	地域福祉計画策定における課題の集約と計画策定の視点について
7 月 17 日	第 3 回策定委員会	地域福祉計画策定における課題の集約と計画策定の視点について
10 月 5 日	第 4 回策定会議	北本市地域福祉計画（素案）について
10 月 16 日	第 4 回策定委員会	北本市地域福祉計画（素案）について
12 月 13 日 ～ 1 月 11 日	パブリック・コメントの実施	北本市地域福祉計画（案）について
3 月 25 日	第 5 回策定委員会	北本市地域福祉計画について

2. 北本市地域福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく北本市地域福祉計画（以下計画という。）の策定について、市民の意見を広く求め、計画に反映させるため、北本市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

3. 北本市地域福祉計画策定委員会委員名簿

番号	区 分	役 職	氏 名	所 属 団 体 等
1	学識経験者	委員長	新 井 利 民	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科 講師
2	福祉関係者	委員	加 藤 素 前	北本市民生委員・児童委員協議会
3		委員	小 川 和 子	北本市民生委員・児童委員協議会主任児童 委員会
4		副委員長	関 根 幹 雄	北本市社会福祉協議会
5		委員	加 藤 昭 夫	北本市身体障害者福祉会
6		委員	柴 田 辰 雄	北本市ボランティア連絡会
7		委員	柴 田 仁 美	北本市地域包括支援センター東センター
8		委員	服 部 百合子	北本市地域包括支援センター西センター
9		委員	林 泰 子	北本市介護支援専門員の会
10	保健医療 関係者	委員	吉 田 好志郎	桶川北本伊奈地区医師会
11	地域団体 関係者	委員	有 働 秀 鷹	北本市自治会連合会
12		委員	堀 越 一 三	北本市老人クラブ連合会
13		委員	田 口 景 子	北本市PTA連合会
14	北本市民 の代表者	委員	渡 辺 光 代	公募の市民
15		委員	小坂井 雅 夫	公募の市民

4. 北本市地域福祉計画策定会議設置規程

(設置)

第1条 北本市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり必要な事項について、関係部局による協議及び検討を行うため、北本市地域福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画策定に必要な資料の収集及び必要な事項を調査研究すること。
- (2) 地域福祉計画策定の原案に関すること。
- (3) その他地域福祉計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、委員15名で組織する。

- 2 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 策定会議に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は保健福祉部長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から地域福祉計画策定終了までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は策定会議を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係職員を出席させ、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

5. 北本市地域福祉計画策定会議委員名簿

番号	役 職	氏 名	所 属	職 名
1	委員長	谷 澤 暢	保健福祉部	部長
2	副委員長	小 林 公 一	保健福祉部こども課	副部長兼課長
3	委員	石 田 謙	高齢介護課	課長
4	委員	三 橋 浩 範	政策推進課政策推進担当	主幹
5	委員	長 嶋 太 一	協働推進課協働推進担当	主幹
6	委員	吉 田 美佐男	協働推進課セーフコミュニティ担当	主幹
7	委員	根 岸 学	くらし安全課自治・コミュニティ・ 消防防災担当	主幹
8	委員	安 田 充	市民課市民相談担当	主幹
9	委員	中 村 稔	福祉課生活保護担当	主幹
10	委員	八 巻 美津代	障がい者福祉課相談支援担当	主幹
11	委員	小 池 智 子	健康づくり課保健予防・業務担当	主幹
12	委員	大 島 靖 成	都市計画課都市計画担当	主幹
13	委員	上河内 宏 文	建築開発課営繕・住宅担当	主幹
14	委員	岡 崎 みゆき	学校教育課指導担当	主幹
15	委員	百 瀬 直 人	生涯学習課社会教育担当	主幹

6.【地区懇談会結果の総括その1】

8つの圏域別の現在抱えている主な問題点や課題

【東間・深井地域】

- 子育て問題（虐待、しつけ、安全確保、遊び場、子どもの見守り）
- 高齢者問題（独居高齢者対策、健康促進対策、高齢者パワーの活用）
- 障がい者問題（認知症対策、親亡き後の障がい者支援、各種機器への支援）
- 病院問題（産科の病院立地）
- 防災・防犯問題（防災放送、自主防災活動、不審者対策）
- 交通問題（デマンドの運行体制、地域巡回バスの運行、歩行者の安全確保）
- ゴミ問題（料金、マナー）
- 緊急時対策問題（救急研修の充実、災害時の備蓄対策）
- 地域内コミュニティ問題（日頃のコミュニケーション不足）
- 自治会問題（アパート居住者の加入促進、役員のなり手）
- ペット問題（飼い主のマナー）
- 家族・世代間の繋がり問題（子ども・若者・高齢者の繋がり）
- 要支援者に対する情報共有問題
- 行政の対応問題（計画的なまちづくり）

【中央地域】

- 児童問題（子ども教育、遊び場、保育対策、虐待、見守り、通学路の安全）
- 青少年問題（非行、自転車のマナー、喫煙、バイク、遊び場）
- 高齢者問題（独居、引きこもり、高齢者の楽しみ・生きがいづくり）
- 障がい者問題（障がい者との交流機会、バリアフリー対策、災害時対策）
- 防犯・防災問題（外灯、防災放送、緊急時の要支援者対策、災害時対策）
- ボランティア活動問題（情報のなさ、意識の低下）
- 道路問題（子どもや高齢者の安全確保、道路・歩道整備）
- 地域内コミュニティ問題（相互扶助の意識低下、交流の場、日常の繋がり）
- 自治会問題（アパート居住者の未加入、役員のなり手不足、団塊世代）
- 個人情報問題（町内会未加入者対策、情報不足、過剰反応）
- 生活環境のインフラ問題（下水道）
- 福祉組織間問題（地域包括、社会福祉協議会、行政等の繋がり）
- 民生委員問題（地域情報の得にくさ）
- 行政の対応問題（土・日の対応、広報の工夫）

【西部地域】

- 子育て問題（外へ出る対策、しゃべり場効果、育児放棄、道徳教育、親の交流）
- 高齢者問題（独居、孤立化、老老介護、要援護高齢者対策、交流の場）
- 自治会問題（未加入世帯の増加、自治会としての個人・民生委員との係わり方）
- 生活問題（商店、病院、農村的慣習）
- 地域コミュニティ問題（行事への参加、新旧住民との交流）
- 防災問題（自主防災組織の形成、防災放送、緊急時の受け入れ体制）
- ゴミ問題（不法投棄、ペットの糞、カラス対策、高齢者への支援）
- 道路・交通問題（通学路、渋滞、外灯、信号、道路の形状、デマンドバス）
- 地域内コミュニティ問題（自己中心化、多様な交流機会、要援護者の発掘）
- 人口増加対策（子育て対策強化、就労の場の確保）
- ボランティア問題（参加者不足、元気高齢者の活用）
- 自治会問題（組織の継続性、活動への参加者、高齢化、他組織との連携）
- 個人情報問題（必要な情報入手の困難さ）
- 行政等の対応（市民対応の窓口、相談窓口、情報提供の工夫、社協のPR）

【本町西高尾地域】

- 子育て問題（保育支援センター的な機能、虐待、相談相手、遊び場、安全）
- 高齢者問題（独居、引きこもり、要援護者の把握、健康対策、高齢者パワー）
- 障がい者対策（交流の場、障がい者の把握）
- 病院問題（産科の病院立地、医療過疎）
- 災害対策（避難場所の確保、災害弱者の把握、防災放送、支援対策、防災訓練）
- 防犯問題（外灯、防犯パトロールのメンバー確保）
- 交通問題（デマンドの運行体制）
- 道路問題（自転車道の整備）
- ゴミ問題（ルールの厳守、不法投棄、収集場所、ペットの糞）
- 自治会問題（未加入者、役員のなり手、民生委員との連携）
- 地域内コミュニティ問題（付き合いの希薄化、集まれる場、アパート居住者）
- 個人情報問題（公開化の目安づくり）
- 行政等の対応問題（すぐやる課、相談窓口、機動性、横断的取り組み、協働）
- その他（雇用問題、空き家対策、まち全体の活性化、スーパーのなさ）



【東地域】

- 幼児・児童問題（子どもの安全確保、子どもの遊び場の確保）
- 高齢者問題（一人暮らし高齢者対策、高齢者の居場所づくり）
- 障がい者問題（障がい者・児の受け入れ施設）
- 病院問題（産科の病院立地）
- 防災・防犯問題（防災・防犯に対する情報）
- 交通問題（デマンドバスの運行体制の工夫）
- 道路問題（歩道の確保、外灯・ミラー等の安全設備）
- 生活環境の保全問題（ゴミ、ペット、緑の確保、工場等の立地に対する規制）
- 地域内コミュニティ問題（向こう三軒両隣のコミュニティの形成）
- 福祉に関する情報問題（情報のわかりにくさ）
- 自治会問題（加入者の確保、役員のなり手不足）
- 個人情報問題（特に高齢者の情報開示）
- 行政の対応問題（各種情報の開示、地域との繋がり）
- 市役所・社会福祉協議会等の役割分担の明確化

【公団地域】

- 子育て問題（居場所づくり、放課後の安全対策、不登校対策）
- 青少年・若者問題（非行、ひったくり等の若者犯罪、地域への参加）
- 高齢者問題（独居居住者の増加、孤立化、孤独死、見守り、買い物）
- 障がい者問題（周辺からの支援）
- 防犯問題（パトロール体制、自転車やバイクの盗難、団地ならではの死角）
- 防災問題（緊急時の避難体制、緊急時の若者不在）
- 交通問題（バス料金の高さ）
- 動物公害（鳩、カラス、犬、猫）
- バリアフリー問題（道路）
- 団地のコミュニティ問題（団地内での孤立化、周辺地域との疎遠、ルール遵守）
- 民生委員問題（個人情報保護法による情報入手の困難さ）
- 行政の対応問題（相談窓口、支援の手薄さ）
- その他（商店街の活用、商店街の寂しさ、外国人への対応）

【中丸地域】

- 児童問題（親の交流機会、母子世帯への支援、遊び場、学童体制）
- 青少年育成問題（中学生の喫煙、オートバイ暴走、通学路の再検討）
- 高齢者問題（情報の把握、孤立化、居場所づくり、健康づくり、社会参加）
- 障がい者問題（施設の少なさ、施設と地域との繋がり、自立支援対策）
- 病院問題（産科、救急車受け入れ）
- ゴミ問題（分別、不法投棄、空き地の雑草、ペット、カラス対策）
- 交通問題（デマンドバスの運行体制、住民の足としてのバス運行）
- 道路問題（歩行者の安全確保、道路整備、外灯、中仙道対策）
- 防災・防犯問題（子どもの安全確保、災害時の避難対策、防災放送）
- 個人情報問題（活動阻害の要因）
- 地域内コミュニティ問題（世代間のコミュニケーション、祭りへの参加）
- 自治会問題（未加入者の増大、アパート住民対策、若い人の参加促進）
- 情報流通問題（いい施設や機会があるのに市民が知らない）
- 行政の対応問題（市民の意見の反映、情報公開、協働体制）

【南部地域】

- 子育て問題（基礎学力の低下、居場所、家庭教育、交流の場）
- 高齢者問題（孤立化、介護世代の負担増、買い物、病院への通院）
- 障がい者問題（車椅子対策、精神障がい者への理解）
- 病院問題（産科の立地）
- ゴミ問題（若者のゴミ捨て、分別、カラス、不法収集、ペット）
- 防災問題（災害時の避難場所・経路が不明、支援体制、防災放送、避難圏域）
- 防犯問題（警察官の巡回、暗がりの解消）
- 交通問題（自転車のルール、歩道の確保、デマンドバスの運行体制、工事車両）
- 地域内コミュニティ問題（住民参加の低下、公民館活用の促進、若者参加）
- 自治会問題（加入者の減少、活動自体の見直し、支援者情報入手の困難さ）
- 民生委員問題（なり手不足、市民の認知度、加重負担）
- 個人情報問題（要支援者の情報入手、過剰反応）
- 社協問題（存在や活動のPR）
- その他（高崎線、圏央道による地域分断、区画整理による移転、騒音、雇用）

7.【地区懇談会結果の総括その2】

8つの圏域別にみた優先的に取り組むテーマと共助の取組例



【東間・深井地域】

- ①独居老人対策
 - ・ラジオ体操的な健康運動への地域での取組
 - ・中学生等、子どもの力を活用したサポート体制
- ②元気高齢者の地域活動参加促進対策
 - ・各サークル等の高齢者へのPR強化
- ③地域巡回バスの運行
 - ・地域で望む路線図の作成
 - ・地域でのバス利用に関する需要調査
- ④子どもの交通安全対策の充実
 - ・集団登校体制
 - ・通学路の現場点検
- ⑤防災体制の強化
 - ・防災会の横の連絡体制づくり

【西部地域】

- ①地域の人達が集まるサロンの確保
 - ・自宅に一部をオープン化できる人を募る
 - ・自治会がサロン運営を担う
- ②防災対策の強化
 - ・市の防災マップを元に、地域版防災マップの作成
 - ・地域で井戸を掘るための市からの情報提供や支援
 - ・防災意識を出発点にした自治活動の見直し
- ③子育て環境の整備
 - ・非耕作地の活用（子ども広場）
 - ・高齢者と子どもが一緒に集える場づくり

【中央地域】

- ①高齢者の見守り体制の構築
 - ・高齢者が集まりやすい場（サロン）づくり
 - ・民生委員、老人会、自治会等と関係団体との連携強化
 - ・地域での「声かけ運動」の展開
- ②自治会体制の強化
 - ・自治会活動のための集会所の場の確保
- ③防犯に対する安全環境づくり
 - ・玄関灯をつけてもらう
 - ・犬の散歩の人たちに協力してもらう

【本町西高尾地域】

- ①地域の老若男女が集える場づくり
 - ・町会のお茶会を2ヶ月に1回程度で実施
 - ・みんなが参加できるプログラムの開発、工夫
- ②ゴミ問題の解決
 - ・ゴミ当番の全員実施体制（自治会非加入者も含める）
 - ・一人暮らし高齢者等への支援体制づくり
- ③高齢者の引きこもり対策
 - ・おしゃべり会的な催しの企画
 - ・高齢者のニーズを探る
- ④災害時の要援護者への対応
 - ・地域における要援護者情報の把握、管理
- ⑤自治会の加入促進対策
 - ・高齢者等に対する役割軽減を地域でルール化する

【東地域】

- ①高齢者の孤立化防止
 - ・集会所を利用した交流の場の創設
 - ・町内会、民生委員、班長、区長等、多くの人の連携による見守り
- ②生活弱者対策の強化
 - ・外出や買い物等の日常生活のサポート体制
- ③緊急時に必要な要援護者を把握するために情報の収集と管理
 - ・自治会へ情報を集める仕組みを創る
 - ・役所から地域の各関係機関・団体への情報提供の仕組みづくり
- ④病院の充実

【中丸地域】

- ①独居高齢者に対する支援体制の整備
 - ・以前取り組んだ「黄色のハンカチ」的な取組の検討
 - ・買い物等、日常生活支援の仕組みづくり
 - ・郵便、ガス、電気検針との連携による情報交換体制づくり
- ②子ども交通安全対策の強化
 - ・老人会、自治会等の協力による交通誘導員の配置
 - ・周辺の立地企業の車通勤に対する進入路の工夫の検討依頼
 - ・子どもの登下校時の放送による市民での見守り
- ③住民の足としてのバスの運行体制の充実

【公団地域】

- ①子育て世代への支援
 - ・子どもや若者の遊び場の確保と遊び場の地域管理
 - ・空き店舗の活用（子育て支援活動の拠点等）
- ②高齢者の孤立化防止や見守りに対する公的支援の充実
 - ・Eラウンジの活用促進
 - ・社協と自治会との連携強化による見守り活動と孤立化防止
- ③防災対策の充実
 - ・要援護対象者の情報の共有化による地域での支援体制の強化
- ④転入者情報の把握による居住者情報の確認

【南部地域】

- ①子どもの見守り
 - ・情報の共有化（包括、社協、民生委員等）
 - ・子どもサロン（場）の充実
- ②高齢者の見守り
 - ・見守り班の組織化と相互報告会の実施
- ③防災対策の充実
 - ・みんなで創る地域版の防災マニュアルの作成
- ④自治会への加入促進と地域内連携の強化
 - ・気軽に参加できる（ラジオ体操等）活動によるきっかけづくり
- ⑤ゴミ問題への解決対策
 - ・転入者や若い世代に対する丁寧な説明
- ⑥デマンドバスの運行体制の充実



8.【関係団体ヒアリングの総括】

現在抱えている問題点や課題

福祉に対する市民意識の低さ

子どもや若者の責任感のなさ

福祉の心や精神の減退

近隣の繋がりやコミュニティの希薄さ

高齢者の孤立化や見守り体制の弱さ

新旧住民の意識ギャップがある

世代間を繋ぐ仕掛けが弱い

子育てに関する地域との関係の希薄さ

地域の繋がりや希薄さ

団地内における相互見守り体制が不十分

障がい者と地域とのコミュニティ形成の難しさ

団地は死角が発生しやすい

社会的弱者の居場所や受入れ体制の不備

家庭における介護力の低下

社会的弱者の受け入れ体制の不備

障がい者の日中の居場所のなさ

障がい者の災害時への不安

障がい者の将来への不安

個人情報保護法による要支援情報の遮断

高齢者の実態把握が不十分

個人情報問題による要支援者把握が困難

福祉に関する情報が届きにくい

子育て情報がわかりにくい

福祉資源を利用するための交通が不備

事業所や福祉施設へのアクセスが不備

市全体として住民の交通の足が不十分

防犯や危険箇所の存在

まちが暗く防犯上危険箇所がある

信号機が不備で危険箇所がある

福祉を支える団体の組織の脆弱化

高齢者サロンの会員数や参加者の減少

青少年や子ども団体への参加者の減少

老人クラブや婦人会等の会員数の減少

ボランティア団体の会員の減少と高齢化

サロン活動の内容の魅力化の欠如

サロン活動のPRの弱さ

子育てグループそのものの減少

ボランティアが中心の運営体制の弱さ

高齢化による自治会執行体制の脆弱化

障がい者関連団体の会員の減少・高齢化

福祉関連団体活動の受け入れ体制の不備

青少年活動の場の確保の難しさ

食改の活動拠点が不十分

ボランティア団体の活動拠点の確保が困難

福祉サービス事業所の経営の厳しさ

事業所の業務量の増大による負担

事業所としての経営の難しさ・厳しさ

困難ケースの多様化

事業所における慢性的人手不足

事業所の活動予算の確保の難しさ

関係機関や組織間の連携の弱さ

サービス事業所間の連携の弱さ

事業所と地域との繋がりや弱さ

各種団体等制度疲労・制度問題の顕在化

各種制度や団体の仕組みの制度的疲労

障がい者サービスの制度の改善が必要

民生委員の負担の増大

民生委員の負担の増大

各種圏域設定のずれによる支障

地域包括のエリアとコミュニティエリア圏との違い

地域全体の問題として

団体や事業所の問題として

今後特に重点的に取り組むべき事項

福祉教育の充実

福祉の心の育成

福祉教育の充実

市民の福祉意識の
向上

子どもに対する福祉
の心の教育

地域の相互支え合い体制づくり

高齢者の孤立防止
や見守り対策

日常的な近隣のコミ
ュニティ体制づくり

高齢者の居場所づく
り

自治会への加入促進

地域包括ケアの推進

子ども成長プロセスを
通じた見守り体制の
連携

親が地域と繋がる姿
勢

地域住民の相互のコ
ミュニケーションづくり

緊急時等の弱者救済の仕組みづくり

高齢者の緊急時の
災害対策

要援護者の災害時の
対策強化

犯罪被害の防止対策

わかりやすい情報提供体制づくり

住民にわかりやすい
各種情報提供

子育て情報に関する
提供体制の工夫

共助・公助の役割分担の明確化

共助・公助の役割分担の明確化

安全・安心なまちづくり

外出しやすいまちづ
くり

安全・安心な地域づく
り

福祉を支える団体の組織力強化

各種団体活動そのも
のの魅力化・活性化

ボランティア団体の
PRと活性化

ボランティア体制の
強化

団地の自治会体制そ
のものの強化

事業所活動のPRの強化

団体や事業所間の連携体制づくり

関係機関・団体の連
携体制づくり

事業所活動充実のた
めの情報の共有化

関係団体の連携化
のためのコーディネ
ート機能

要援護者に対する関
連組織の連携化

子育て団体間の横の
繋がりの形成

社会資源のネットワ
ーク化

事業所と地域との繋がり強化

事業所・施設と地域の繋がりの仕組みづくり

その他

まち全体の活性化

食を通じた健康づくり

子どもへの多様なス
ポーツにふれあう機
会づくり

若者の流出しない街
づくり

地域全体で取り組むべき事

団体や事業所との関連で取り組むべき事

北本市
地域福祉計画
平成25年3月

発行：北本市
住所：〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地
電話：048-591-1111（代表）